

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2018年9月27日

【事業年度】 第19期(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

【会社名】 株式会社アイスタイル

【英訳名】 istyle Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉松 徹郎

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 ( 5575 ) 1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号

【電話番号】 03 ( 5575 ) 1260

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 菅原 敬

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第19期有価証券報告書より、日付の表示を和暦から西暦に変更しております。

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次		第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月		2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
売上高	(百万円)	7,141	9,664	14,282	18,888	28,470
経常利益	(百万円)	460	647	1,657	1,299	2,147
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	14	350	1,274	1,076	1,184
包括利益	(百万円)	250	446	1,192	1,409	650
純資産額	(百万円)	4,246	4,465	5,690	11,013	12,008
総資産額	(百万円)	5,759	6,926	9,663	18,141	21,911
1株当たり純資産額	(円)	71.71	77.50	97.60	170.61	180.65
1株当たり当期純利益金額	(円)	0.24	6.09	22.10	18.51	18.62
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	0.24	5.98	21.16	17.79	17.12
自己資本比率	(%)	73.1	64.2	58.4	59.4	53.0
自己資本利益率	(%)	0.4	8.1	25.3	13.1	10.6
株価収益率	(倍)	432.9	47.6	33.0	48.0	65.4
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	433	864	1,001	637	1,750
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,168	563	1,343	3,271	3,779
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	56	150	1,145	5,505	1,877
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	1,951	2,566	3,321	6,169	5,985
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	388 (28)	409 (27)	532 (39)	860 (82)	1,016 (124)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。

3 2015年10月1日付、2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

4 第17期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第16期以前についても百万円単位に組替えて表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2014年 6 月	2015年 6 月	2016年 6 月	2017年 6 月	2018年 6 月
売上高 (百万円)	3,435	3,887	4,577	5,188	6,244
経常利益 (百万円)	435	334	809	794	618
当期純利益 (百万円)	72	178	533	748	398
資本金 (百万円)	1,578	1,591	1,609	3,482	3,556
発行済株式総数 (株)	14,873,000	15,025,000	60,528,400	65,852,400	66,927,600
純資産額 (百万円)	4,175	4,185	4,757	8,999	9,529
総資産額 (百万円)	5,299	5,856	7,728	14,834	17,987
1株当たり純資産額 (円)	70.90	72.60	81.60	141.33	147.20
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	2.00 ( )	0.50 ( )	0.50 ( )	0.50 ( )
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.22	3.10	9.24	12.86	6.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	1.20	3.04	8.85	12.36	5.76
自己資本比率 (%)	78.6	71.1	61.1	60.2	52.6
自己資本利益率 (%)	1.8	4.3	12.0	11.0	4.3
株価収益率 (倍)	85.4	93.4	78.9	69.0	194.3
配当性向 (%)		16.1	5.4	3.9	8.0
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	203 (9)	212 (7)	251 (16)	330 (12)	442 (11)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 2 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 3 2015年10月1日付、2016年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。
- 4 第16期の1株当たり配当額2円は、設立15周年の記念配当であります。
- 5 第17期より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第16期以前についても百万円単位に組替えて表示しております。

## 2 【沿革】

年月	事項
1999年7月	化粧品に関する消費者情報をデータベース化し、企業の各種マーケティング活動を支援することを目的として、有限会社アイ・スタイル（東京都世田谷区、資本金3百万円）を設立
1999年12月	インターネットのコスメ情報ポータルサイト「@cosme（アットコスメ）」をオープン
2000年1月	ネットイヤー・インキュベーション・キャピタル・コンソーシアムより出資を受け、資本金を6百万円へ増資
2000年4月	株式会社アイスタイル（資本金24百万円）へ組織変更
2000年6月	化粧品メーカーへの各種マーケティング支援サービスを本格始動
2000年7月	「@cosme」において広告枠の販売を開始し、メディア事業の運営を開始
2000年12月	本店を東京都渋谷区へ移転
2002年11月	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの運営するi-modeの公式サイトとして「i-mode版@cosme」をオープン
2003年11月	化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com（コスメ・コム）」をオープンし、EC（注1）事業の運営を開始
2003年6月	モバイル版「cosme.com」をオープン
2005年4月	本社を東京都港区に移転
2005年5月	株式会社サイバーエージェントより出資を受け、資本金423百万円へ増資
2007年3月	店舗支援業務で提携をしていた株式会社たしる薬品出資の株式会社コスメネクスト、ルミネエスト新宿に「@cosme store（アットコスメストア）」第1号店をオープン
2008年1月	転職・求人サイト「@cosme Career」をオープン
2008年2月	ヤフー株式会社より出資を受け、資本金を674百万円へ増資 EC事業を目的として子会社「株式会社コスメ・コム」設立（資本金30百万円、当社出資比率100.0%の連結子会社） 「@cosme store」の運営会社である株式会社コスメネクストに資本参加し連結子会社化（当社出資比率98.5%）、店舗事業の運営を開始
2008年4月	株式会社講談社より出資を受け、資本金を734百万円へ増資
2010年1月	コスメ情報ポータルサイト「@cosme」のPCサイトを、より幅広く女性の美容をサポートする「美容系総合ポータルサイト」へとりニューアル
2010年9月	株式会社コスメネクストを完全子会社化
2010年12月	i-mode版「@cosme」にて有料サービスであるプレミアム会員サービスを開始
2012年3月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
2012年5月	海外展開の本格化を目的として、istyle Global (Hong Kong) Co., Limited（現 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited）を設立 「ispot」の運営会社である株式会社アイスタイルビューティソリューションズ（旧 株式会社サイバースター）に資本参加し連結子会社化（当社出資比率88.8%）
2012年8月	シンガポールにistyle Global (Singapore) Pte. Limitedを設立
2012年10月	中国にistyle China Co., Limitedを設立
2012年11月	インドネシアにPT. Creative Visions Indonesiaを設立
2012年11月	東京証券取引所市場第一部へ市場変更
2014年7月	ビューティー・トレンド・ジャパン株式会社の全株式を取得
2014年11月	投資育成事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルキャピタルを設立
2014年12月	海外向け化粧品卸売事業の開始に伴い、株式会社アイスタイルトレーディングを設立
2015年5月	株式会社アイスタイルビューティソリューションズを完全子会社化 株式会社コスメ・コムがビューティー・トレンド・ジャパン株式会社を吸収合併
2015年7月	株式会社アイスタイルキャリアを設立
2015年9月	株式会社メディア・グローブの株式を取得し子会社化 PT. Creative Visions Indonesiaの全株式をエキサイト株式会社に譲渡
2016年3月	株式会社ISパートナーズを設立
2016年7月	株式会社istyle makers設立準備会社（現 株式会社アイメイカーズ）設立
2016年9月	株式会社Eat Smartの株式を取得し子会社化 株式会社ユナイテッド・コスメの株式を取得し子会社化
2016年10月	istyle Retail(Hong Kong) Co., Limitedを設立
2017年5月	Hermo Creative (M) Sdn. Bhd.の株式を取得し子会社化 i-TRUE Communications Inc.の株式を取得し子会社化 istyle USA, Inc.を設立
2017年7月	MUA Inc.の株式を取得し子会社化 株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併
2018年1月	株式会社アイスタイルウィズを設立
2018年4月	istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを設立
2018年7月	株式会社コスメネクストが株式会社ユナイテッド・コスメを吸収合併

(注) 1 ECとは、電子商取引（eコマース）のことであり（文中において以下同様といたします）。

2 資本金について、百万円未満を四捨五入して表示しております。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社20社、非連結子会社及び関連会社で構成されており、「@cosme（アットコスメ）」の運営により構築した事業基盤をプラットフォームとして確立し、化粧品・美容業界に特化した業界横断型のサービスを展開しております。

#### [連結子会社]

(株)コスメ・コム、(株)コスメネクスト、(株)アイスタイルキャピタル、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)アイスタイルウィズ、(株)ISパートナーズ、(株)アイメイカーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Eat Smart、(株)ユナイテッド・コスメ、istyle Global (Singapore) Pte. Limited、istyle China Co., Limited、istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、istyle USA, Inc.、MUA Inc.、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.、i-TRUE Communications Inc.

(株)ユナイテッド・コスメは連結子会社である(株)コスメネクストが2018年7月1日付で吸収合併いたしました。

当社及び当社の関係会社の事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

#### (1) On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合サイト「@cosme」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

#### (2) Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイトの運営「@cosme shopping（アットコスメショッピング）」の運営、化粧品専門店「@cosme store（アットコスメストア）」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

#### (3) Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC、卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

#### (4) その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広いステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

[事業系統図]



1. (株)ユナイテッド・コスメは連結子会社である(株)コスメネクストが2018年7月1日付で吸収合併いたしました。
2. 非連結子会社及び関連会社については記載を省略しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社コスメ・コム (注) 1	東京都港区	60百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社コスメネクスト (注) 1、5、7	東京都港区	95百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入 プロモーションサー ビスの仕入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル キャピタル(注) 1	東京都港区	52百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイルト レーディング(注) 1	東京都港区	50百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル キャリア(注) 1	東京都港区	51百万円	その他事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の借入
(連結子会社) 株式会社ISパートナーズ (注) 1	東京都港区	30百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 制作・運営・編集業 務の委託 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社メディア・グ ロープ(注) 1	東京都港区	10百万円	On Platform 事業	100.0	役員の兼任 広告サービスの代理 販売 PR活動の外注 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社Eat Smart(注) 1	東京都港区	62百万円	On Platform 事業	51.0	役員の兼任 施設の賃貸借等 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社アイメイカーズ (注) 1	東京都港区	50百万円	Beauty Service 事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 施設の賃貸借等 資金の貸付
(連結子会社) 株式会社ユナイテッド・ コスメ(注) 1、2、7	東京都港区	50百万円	Beauty Service 事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 資金の貸付・借入
(連結子会社) 株式会社アイスタイル ウイズ(注) 1	東京都港区	85百万円	On Platform 事業	67.5	役員の兼任 施設の賃貸借等
(連結子会社) istyle China Co., Limited(注) 1	中華人民共和国	70百万円	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付
(連結子会社) istyle Global (Singapore) Pte. Limited (注) 1、3	シンガポール	(現地通貨) 41百万シン ガポールド ル	Global事業	100.0	役員の兼任 増資の引受 資金の貸付
(連結子会社) istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited (注) 1、6	香港	(現地通貨) 9百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任
(連結子会社) istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited (注) 1	香港	(現地通貨) 18百万香港 ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 従業員の出向 資金の貸付

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) istyle Retail(Thailand) Co., Limited (注) 1、2	タイ	(現地通貨) 100百万タイ バーツ	Global事業	70.0 (25.0)	役員の兼任
(連結子会社) Herma Creative(M)Sdn. Bhd. (注) 1、2	マレーシア	(現地通貨) 728,250 マレーシア リンギット	Global事業	60.0 (30.0)	役員の兼任
(連結子会社) i-TRUE Communications Inc. (注) 1、2	台湾	(現地通貨) 新台幣 35,575,000 元	Global事業	51.4 (26.1)	役員の兼任
(連結子会社) istyle USA, Inc. (注) 1、3	米国	(現地通貨) 15百万 米ドル	Global事業	100.0	役員の兼任 増資の引受 資金の貸付
(連結子会社) MUA Inc. (注) 1、2	米国	(現地通貨) 200 米ドル	Global事業	100.0 (100.0)	役員の兼任 資金の貸付
(持分法適用関連会社) 株式会社iSGSインベスト メントワークス(注) 1	東京都港区	10百万円	その他事業	34.0	役員の兼任

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社であります。

4 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 株式会社コスメネクストについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

売上高 9,164百万円

経常利益 518百万円

当期純利益 312百万円

純資産額 1,302百万円

総資産額 3,115百万円

6 istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が100分の10を超えております。

主要な損益情報等

売上高 4,083百万円

経常利益 248百万円

当期純利益 204百万円

純資産額 617百万円

総資産額 932百万円

7 当社の100%出資子会社である株式会社コスメネクストは、2018年7月1日をもって同社の100%出資子会社である株式会社ユナイテッド・コスメを吸収合併いたしました。



## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2018年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	418 ( 19)
Beauty Service事業	219 ( 52)
Global事業	271 ( 52)
その他事業	23 ( )
全社 (共通)	85 ( 1)
合計	1,016 (124)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 全社（共通）として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数を記載しております。
- 3 Global事業の従業員数増加の主な理由は、海外店舗の増加等、海外の業容拡大によるものであります。
- 4 その他事業の従業員数増加の主な理由は、人材派遣事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

### (2) 提出会社の状況

2018年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
442 (11)	33.5	3年5ヶ月	5,777

セグメントの名称	従業員数(名)
On Platform事業	347 ( 5)
Global事業	10 ( 5)
全社 (共通)	85 ( 1)
合計	442 (11)

- (注) 1 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間の平均人数を（外数）で記載しております。
- 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
- 3 従業員数増加の主な理由は、株式会社アイスタイルビューティソリューションズを合併したこと、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

### (3) 労働組合の状況

当社グループには、労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

当社グループは、「生活者中心の市場の創造」を実現し、その市場に最適な仕組みや価値観＝“style”を創造し続けることをビジョンとして化粧品・美容の総合サイト「@cosme」の運営を開始いたしました。現在、当社グループは「@cosme」を中核に事業を展開しており、今では、「@cosme」は多くの女性が定期的に利用するサイトにまで成長いたしました。

しかしながら、目まぐるしく環境が変化中、新たなユーザーニーズやクライアントの課題に伝えていくことが今後の継続的な発展に必要なだと考えております。

当社グループでは、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業発展を図る方針です。

#### 領域の拡大

対象領域を化粧品に限らず拡大し、女性が求める幅広い「Beauty」に出会える場所を創出することが、今後の事業の発展にとって不可欠であると考えております。外部事業者との連携も視野に、事業領域の拡大を図ってまいります。

#### サービスの拡大

今までの枠にとらわれず、美容領域で活動する企業や個人事業主、関心のある生活者といった幅広い層にサービスを提供していくことが必要だと認識しております。多様な企業や人が集い、活動できる場所を提供すべくサービス開発を推進してまいります。

#### 海外展開

中国をはじめとするアジア各国の経済成長は著しく、それに伴い美容関連市場も今後より拡大すると見込んでおります。当社グループの成長を加速する上で、海外における事業展開は必須であり、日本で培った資産をベースに、各国の状況に応じたサービスを展開してまいります。

#### 経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。

また、今後事業がグローバルに拡大するステージにおいて、グループを横断した内部統制の整備・向上が必要不可欠と考えております。コーポレートガバナンスにも積極的に取り組むことで、強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

### 2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項は以下のとおりであります。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社の株式に関する投資判断は、本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えています。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

#### 1. 事業環境について

##### (1) インターネット市場について

当社グループは、インターネットを利用した美容分野に関する各種事業を展開しております。インターネット市場は、今後も成長が継続するものと考えておりますが、インターネットの利用に関する新たな法的規制等の導入やその他予期せぬ要因によって、インターネット利用者の順調な発展が今後阻害され、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 技術革新への対応について

インターネット関連分野においては活発な技術革新が行われており、当社グループとしても、技術革新に応じたシステム拡充及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えております。システム部門を中心に、AIやIoT等をはじめとする新しい技術動向を注視しており、迅速にシステム開発を行える体制を敷いております。しかしながら、予期しない技術革新等があった場合、その対応に係る追加のシステム開発費用が発生する可能性があります。また、システム開発等の適切な対応に支障が生じた場合には、各事業における競争力低下及びユーザーの流出等を招く可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 美容関連市場について

当社グループは、美容関連市場を事業領域として事業を展開しております。その中でも、主たる事業領域である化粧品関連市場は、その広告宣伝活動や消費動向等について、比較的景気変動等の影響を受けにくい特徴があるものと認識しておりますが、今後において、当該市場の動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 事業展開について

### (1) BeautyPlatform「@cosme」について

当社グループは、インターネットにおけるBeautyPlatform「@cosme」を基盤とした収益構造の強化に向けてBtoCサービス、BtoBサービスの拡充を図っております。しかしながら、かかる取り組みがサービス利用者のニーズを捉えられず、サービス利用者が減少した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) サイト運営の健全性等について

@cosmeでは、登録会員が化粧品等の使用感や商品の評価(クチコミ)を自由に投稿することが可能ですが、サイト運営に関して、利用規約、ガイドラインを策定し、サイト上に明示することによって、登録会員の適切な利用を促すよう努めております。また、クチコミは、同一登録会員による1商品に対する投稿が1度に限られる旨ガイドラインにて取り決めるとともに、外部委託を含む投稿内容の全件監視体制を構築しており、登録会員の実際の商品評価に基づかない恣意的な投稿、一部当社グループとしてサイト運営上容認できない、誹謗中傷、いやがらせ、知的財産権の侵害及び社会道徳・公序良俗に反する内容等の不適切な投稿等を発見した場合には、当該投稿を削除するなど、一定の規制を実施することにより、健全なサイト運営を維持しております。しかしながら、サイト内の不適切な投稿について、当社グループが十分に対応できず、サイトの健全性を維持できなかった場合には、ユーザーの支持低下等が生じる可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 出店政策、新業態開発について

当社グループでは、小売店舗「@cosme store」の出店スピードを加速、小売店舗の新業態開発を進めていく予定です。しかし、かかる展開が当社グループの想定どおりに推移しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、経済環境の著しい変化等により、店舗の必要性が低下し、事業計画における店舗の収益計画に対して大きな乖離が発生した場合等には、店舗において使用する固定資産に関して減損損失を計上する必要があり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 在庫について

当社グループでは、適切な在庫管理と販売予測により、品切れによる販売機会ロス削減と過剰在庫の防止を行っておりますが、販売予測を誤った場合には在庫不足または過剰在庫となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 新規事業展開について

当社グループでは、化粧品小売店以外の美容サービスへの進出や、化粧品のプロダクト開発など新たな美容関連事業への進出を目指しております。しかしながら、顧客のニーズを満たす美容サービス・商品等の提供ができなかった場合や、市場環境の変化により計画通りに事業展開できなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 海外事業展開について

当社グループでは、海外事業において化粧品等の商品卸・EC販売の拡大に加え、店舗運営や美容系ポータルサイトの展開、化粧品プロダクトの開発など本格進出を目指しております。しかし、各国の法令、制度・規制、政治・社会情勢、文化、宗教、ユーザー嗜好、商慣習の違い等をはじめとする潜在的リスクに対処出来ないこと等により事業を推進していくことが困難となった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、海外事業の現地通貨建ての項目は、換算時の為替レートによる為替変動リスクを受ける可能性があり、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 業務提携・M&Aについて

当社グループでは、事業規模の拡大と収益源の多様化を進めるため、当社グループのサービスと親和性の高い企業との業務・資本提携やM&Aを通じた事業の拡大に取り組んでおります。しかしながら、被買収企業との融合又は提携先との関係構築・強化が予定通り進捗しない場合、統合又は提携により当初想定した事業のシナジー効果等が得られない場合、何らかの理由により当該業務提携が解消された場合など、投資に要した資金、時間その他の負担に見合った利益を回収できない可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループでは、会計基準に従ってかかるのれんを今後一定の期間にわたり償却いたしますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られないと判断される場合には、当該のれんについて減損損失を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 競合について

当社グループが運営する@cosmeは、女性ユーザーを中心に支持を得ているものと認識しております。当社グループは、@cosmeの収益構造強化を進めるとともに、インターネットを利用した美容分野での事業展開を図っていく方針ですが、当該各事業分野に大手企業が参入するなどし、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### 3. コンプライアンスについて

#### (1) 法的規制について

当社グループの運営する各種サービスにおいて、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、個人情報の保護に関する法律等をはじめとする日本国内の各種法令及び当社グループの海外拠点における諸外国の法制度・法令に関して、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 個人情報の保護について

当社グループは、サービスの提供に際して、登録会員の個人情報（名前、メールアドレス、性別、住所、職業、生年月日、肌質、髪質、クチコミ履歴、購入履歴等）を取得していることから、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社グループでは、個人情報の保護の徹底を図るべく、個人情報の保護の方針を定め、当方針の遵守を徹底するよう努めるとともに、個人情報の取扱いに関する社内教育を行うなど、管理運用面についても、慎重を期しております。しかしながら、当社グループが保有する個人情報等について、漏洩、改ざん、不正使用、外部からの不正アクセス、その他想定外の事態が発生する可能性が完全に排除されているとはいえず、これらの事態が発生した場合、適切な対応を行うための相当なコストの負担、当社グループへの損害賠償請求、当社グループの信用の低下等によって、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 知的財産権について

当社グループは、主として新規事業開始前に第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況を外部の弁理士等を通じて調査するとともに、必要に応じて当社グループの知的財産権の登録等について国内及び海外で申請することで、知的財産権に関わるリスクが発生しないよう随時対応しております。しかしながら、当該調査をしても第三者の特許権、商標権等の知的財産権の登録・使用状況が明確に判明せず、当社グループが、結果として第三者の保有する特許権、商標権等の知的財産権を使用したこと等により、第三者の当該知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求等を受ける可能性があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす

可能性があります。

また、当社グループは、ユーザーが投稿したクチコミを、広告又は販促物等に使用することを目的として有償で提供する場合があります。この場合において、当社グループでは、当該クチコミについて弁護士その他の専門家の意見をふまえて、会員登録時に、投稿したクチコミを当社が利用することを定めた利用規約への同意を得ておりますが、当該クチコミの利用において、権利処理に関連した投稿者本人からのクレーム等に起因する風評問題等が発生した場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 内部管理体制について

当社グループは、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。当社グループでは、役職員等の内部関係者の不正行為等が発生しないよう、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員等が遵守すべき法令、ルールを定めており、内部監査等により遵守状況の確認を行っております。しかしながら、法令等に抵触する事態や内部関係者による不正行為が発生するといった事態が生じた場合、事業の急速な拡大により内部管理体制の構築が追いつかないという事態が生じる場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 訴訟発生について

当社グループでは、コンプライアンス規程を制定し、役職員に対して当該規程を遵守させることで、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、当社グループ及び役職員の法令違反等の有無に関わらず、ユーザーや取引先、第三者との間で予期せぬトラブルが発生し、訴訟に発展する可能性があります。提起された訴訟の内容及び結果によっては、多大な訴訟対応費用の発生や企業ブランドイメージの悪化等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性もあります。

### 4. その他

#### (1) システム投資等について

インターネットにおける技術・サービス等の急激な変化や当社グループの計画を上回る急激な会員数及びサイト閲覧件数の増加があった場合、システム投資の時期、内容、規模について変更せざるを得なくなる可能性があります。このような事態が生じた場合には、システム投資、減価償却費負担の増加や減損損失の計上が想定され、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) システム障害及びセキュリティ対策について

当社グループが営む事業は、主としてインターネット環境におけるサービス提供であり、サーバー等の各種機器及び通信回線等を利用しております。当社グループは、サービスの安定供給を図るために、地震に対応可能な耐震構造を備えたデータセンターを利用し、また、システムの構造について、ファイアウォールソフトの導入により当社サーバーへの外部からの不正アクセスを遮断するとともに、サーバー上で稼動するOSレベルでのセキュリティを設定する等の二重の防護策を実施した上で、定期的に脆弱性の点検を行い、不正アクセスやウィルスの感染の対策を実施しております。しかしながら、電力供給の停止、通信回線の遮断、ソフトウェア又はハードウェアの不具合、自然災害、その他当社グループの想定しないシステム障害等が生じた場合や、外部から当社サーバー等への不正進入といった犯罪行為である不正アクセスがなされた場合に起因し、ユーザーが当社サービスを利用できなくなった場合には、信用低下や損害賠償等により、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である吉松徹郎は創業者であり、当社設立以来、最高経営責任者として代表取締役を務めております。同氏は、インターネット業界を中心とする人的ネットワーク等を通じて現在の事業基盤を構築してきた経緯から、インターネット関連業界に精通しており、同業界に事業基盤を有する当社グループの経営方針や事業戦略の決定及びその遂行に重要な役割を果たしております。当社グループにおいては、取締役会や経営会議等における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 人員の獲得及び育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に、事業基盤を拡大・成長させていくための高度なマネジメント能力やシステム技術分野のスキルを有する人材確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着を図るよう努めていく方針であります。しかしなが

ら、当社グループの求める人材が十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営及び新規事業の拡大等に支障が生じる可能性があり、そのような事態が生じた場合には、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 投資について

当社グループは、日本国内外における美容関連及びインターネット関連の企業に対して投資を実施しております。投資先企業は非上場企業が中心であることから、その将来性において不確定要素を多数抱えており、市場環境等の外部要因だけでなく、経営管理体制等の内部要因により業績が悪化するなど、投資先企業の今後の業績の如何によっては、当社グループ保有の投資有価証券等の減損損失等を計上する必要があり、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権等に加え、今後付与される新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

#### (7) 災害・有事等について

当社グループの主要な拠点である日本の首都圏、中国等において大規模な自然災害・国際紛争等が発生した場合には、サービスの提供等が停止する可能性もあり、当社の信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループにおいては、自然災害・国際紛争等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等、有事の際の対応策を策定しておりますが、物的、人的損害が甚大である場合には、当社グループの業務継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要ならびに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。会計方針の選択・適用、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の相対的な開示には、経営者が過去の実績等を勘案し、実態に即した合理的な見積り・判断をしております。

特に、当社グループの主要資産であるソフトウェアに関しては、管理系のもを除き、急速なインターネット業界の成長を勘案して、償却年数を2年（有税償却）としております。

#### (2) 経営成績

##### （業績等の概要）

当社グループは2016年8月3日発表の中期経営計画に基づき、当連結会計年度を選択と集中のフェーズと定めております。特にOn Platform事業における収益基盤の確立に注力し、第4四半期連結会計期間に、かねてより開発を進めておりました新サービスをリリースいたしました。これによる当期売上への影響は軽微であります。今後の収益の柱とすべく、第3四半期連結会計期間より当該サービスの営業に人的リソースを注力しております。

また、Beauty Service事業やGlobal事業等が大きく成長いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

売上高	28,470百万円	（前年同期比	50.7%増）
営業利益	2,125百万円	（前年同期比	45.0%増）
経常利益	2,147百万円	（前年同期比	65.3%増）
税金等調整前当期純利益	2,098百万円	（前年同期比	28.3%増）
親会社株主に帰属する当期純利益	1,184百万円	（前年同期比	10.0%増）

前連結会計期間において、投資有価証券の売却益として特別利益283百万円を計上しております。

#### On Platform事業

当セグメントには、当社が運営する美容系総合ポータルサイト「@cosme」を基盤とした各種サービス（BtoB、BtoC）が属しております。

当連結会計年度におきましては、ブランディング広告やバナー広告、「ブランドファンクラブ」等の化粧品メーカー向けの既存サービスを中心に成長いたしました。なお、第4四半期連結会計期間において、次の収益の柱とすべく新サービス「ブランドオフィシャル」をリリースし、第3四半期連結会計期間より当該サービスの営業へ戦略的に人的リソースを配分いたしました。これにより下期の収益の伸びは限定的となりましたが、当社主催のイベントの寄与もあり、通期業績におきましては前年同期比で増収増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	7,335百万円（前年同期比 7.2%増）
セグメント利益	2,645百万円（前年同期比 3.7%増）

#### Beauty Service事業

当セグメントには、化粧品ECサイト「@cosme shopping(アットコスメショッピング)」の運営、化粧品専門店「@cosme store(アットコスメストア)」の運営や、プライベートブランドの企画・開発・販売等の、国内における小売業を中心としたサービスが属しております。

ECにおきましては、「@cosme」からの送客を強化したことに加え、「@cosme」でランキング上位の商品やラグジュアリーブランドの取扱いを強化し、幅広い品揃えを実現することにより売上が好調に推移いたしました。

店舗におきましては、新規出店を抑制し既存店舗の収益性を強化したことにより、各店舗が成長し大きく増収増益となりました。当連結会計年度末の店舗数は、2店舗の新規開店と小型店1店舗の閉店により、25店舗（前年同期末24店舗）となりました。なお、第3四半期連結会計期間に新規開店した「ららぽーと富士見店」は、初の外資系ラグジュアリーブランドを多数含むチャンネル横断型の店舗となっております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	12,142百万円（前年同期比 38.2%増）
セグメント利益	621百万円（前年同期比 171.2%増）

#### Global事業

当セグメントには、日本国外で展開するEC、卸売、店舗、メディア等のサービスが属しております。

中国における越境ECにおきましては、W11<sup>1</sup>という季節要因もあり上期の業績が当該セグメントを牽引いたしました。また、第4四半期連結会計期間において、韓国免税店への商品卸売を開始し「@cosme」のブランドを活用した化粧品売場のプロデュースを行いました。

店舗におきましては、第3四半期連結会計期間に台湾へ1店舗、第4四半期連結会計期間に香港へ1店舗を新規出店し、当連結会計年度末の海外店舗数は台湾に4店舗（前年同期末3店舗）、香港に1店舗となりました。

第1四半期連結会計期間より損益計算書の連結を開始した海外企業3社<sup>2</sup>におきましては、引き続き、中長期的な事業の成長に向けた取り組みや効率化・合理化を進めております。

なお、前述の海外企業3社に対するのれんの償却（約372百万円）を今期より開始したことにより赤字となりましたが、中国越境ECの躍進によって当初計画を上回って着地いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高	7,646百万円（前年同期比 158.4%増）
セグメント損失	11百万円（前年同期 セグメント利益 133百万円）

1 11月11日に中国で開催されるECの大規模なセール

2 下記の3社

- ・Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.（マレーシアで化粧品ECサイト「Hermo」を運営）
- ・i-TRUE Communications Inc.（台湾で化粧品レビューメディア「UrCosme」を運営）
- ・MUA Inc.（米国で化粧品レビューメディア「MakeupAlley」を運営）

### その他事業

当セグメントには、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

当連結会計年度におきましては、人材派遣事業が着実に成長したほか、投資育成事業において第1四半期及び第3四半期連結会計期間に営業投資有価証券の売却を行いました。なお、営業投資有価証券の売却は当該資産の市場価値等を鑑みて行われるため、経常的に行われるものではありません。

以上の結果、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。

売上高 1,346百万円（前年同期比 342.2%増）  
セグメント利益 436百万円（前年同期比 397百万円増）

### (3) 生産、受注及び販売の状況

#### 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
Beauty Service事業	107	+277.8
合計	107	+277.8

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 セグメント間取引については相殺消去しております。  
3 金額は、仕入価格によっております。

#### 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	13	62.1
Beauty Service事業	8,376	+33.5
Global事業	5,712	+158.4
合計	14,101	+65.5

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 セグメント間取引については相殺消去しております。  
3 金額は、仕入価格によっております。

#### 受注実績

当社グループは概ね受注から役務提供までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。



## 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
On Platform事業	7,335	+7.2
Beauty Service事業	12,142	+38.2
Global事業	7,646	+158.4
その他事業	1,346	+342.2
合計	28,470	+50.7

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 セグメント間取引については相殺消去しております。  
3 主な相手先別の販売実績については、該当事項はありません。

## (4) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況

### (資産)

当連結会計年度末における資産の額は、前連結会計年度末に比べ3,771百万円増加し21,911百万円となりました。

これは主に、流動資産において、受取手形及び売掛金425百万円、商品701百万円、並びに固定資産において、ソフトウェア798百万円、のれん1,327百万円等が増加したことによるものであります。

### (負債)

当連結会計年度末における負債の額は、前連結会計年度末に比べ2,776百万円増加し9,904百万円となりました。

これは主に、流動負債において、支払手形及び買掛金358百万円、短期借入金1,800百万円、1年内返済予定の長期借入金149百万円、未払法人税等336百万円等が増加したことによるものであります。

### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の額は、前連結会計年度末に比べ994百万円増加し、12,008百万円となりました。

これは主に、その他有価証券評価差額金508百万円が減少したものの、利益剰余金1,235百万円が増加、並びに非支配株主持分165百万円が増加したこと等によるものであります。

## (5) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、前連結会計年度末に比べ184百万円減少し、残高は5,985百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下の通りであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は、1,750百万円(前年同期は637百万円の収入)であります。

この主な要因は、税金等調整前当期純利益の計上2,098百万円等があったことによるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果使用された資金は、3,779百万円(前年同期は3,271百万円の支出)であります。

この主な要因は、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,699百万円、無形固定資産の取得による支出1,208百万円、投資有価証券の取得による支出129百万円、有形固定資産の取得による支出329百万円、定期預金の預入による支出399百万円等があったことによるものであります。

## (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果得られた資金は、1,877百万円(前年同期は5,505百万円の収入)であります。

この主な要因は、短期借入金の純増減額1,800百万円等があったことによるものであります。

## (参考) キャッシュ・フロー関連指標の推移

	2014年6月期	2015年6月期	2016年6月期	2017年6月期	2018年6月期
自己資本比率(%)	73.1	64.2	58.4	59.4	53.0
時価ベースの自己資本比率(%)	106.6	240.2	436.2	309.1	356.8
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	125.0	106.0	205.1	615.0	321.1
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	116.9	143.8	252.3	95.3	158.2

- (注) 1. いずれも連結ベースの財務数値により計算しています。
2. 株式時価総額は、期末株式終値×期末発行済株式総数(自己株式数を除く)により算出しております。
3. キャッシュ・フローは、営業キャッシュ・フローを利用しています。
4. 有利子負債は連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っているすべての負債を対象としています。

## (6) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの所要資金は、大きく分けて新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資や、子会社・関連会社等への投融資資金及び経常の運転資金となっております。これら所要資金のうち、新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資、出資・貸付等の投融資関連については、自己資金及び銀行からの長期借入により調達しております。また、経常の運転資金については、銀行からの短期借入やグループC M Sによるグループ資金の有効活用で対応しております。

当連結会計年度の設備投資は総額1,591百万円であり、その内容は、新規出店に伴う店舗設備の投資等の有形固定資産として349百万円、ソフトウェア開発等の無形固定資産として1,242百万円であります。

現状、新規出店に伴う店舗設備の投資及びソフトウェア開発に伴う投資に必要な事業資金は確保されていると認識しております。資金の流動性については、グループC M Sによりグループ各社における余剰資金の有効活用に努め、更に金融機関との間で当座貸越契約を締結すること等により、急な資金需要や不測の事態にも備えております。今後につきましても、事業の業績拡大期には先行的に運転資金が増大するビジネスであること、事業拡大に伴い店舗投資や情報化投資の増加が見込まれること等を考慮して、十分な流動性を維持していく考えです。

## 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 5 【研究開発活動】

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は10百万円であります。

これはOn Platform事業において、AIを活用したデータ分析・サービス開発に向けての研究開発段階で発生したものであります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の事業拡大のために行った設備投資（無形固定資産含む）の総額は、1,591百万円であります。セグメントごとの設備投資について示すと、その主なものは次のとおりであります。

##### （1）On Platform事業

当連結会計年度の主な設備投資は、「@cosme」に係るシステム開発に伴うソフトウェア開発費用などを中心とする総額1,206百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### （2）Beauty Service事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の新規出店による内装工事などを中心とする総額151百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### （3）Global事業

当連結会計年度の主な設備投資は、店舗の新規出店による内装工事などを中心とする総額214百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

##### （4）全社

当連結会計年度の主な設備投資は、管理業務系ソフトウェアの購入などを中心とする総額20百万円の投資を実施いたしました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

2018年6月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都)	On Platform 事業	業務施設	3	1,861	52	1,915	347(5)
本社 (東京都)	全社（共通）	業務施設	181	45	109	335	85(1)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。  
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(2) 国内子会社

2018年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物	ソフト ウェア	その他	合計	
(株)コスメ ネクスト	本社 (東京都) 店舗 (東京都) (神奈川県) (愛知県) (京都府) (大阪府) (兵庫県) (熊本県) (北海道) (福岡県) (埼玉県)	Beauty Service 事業	業務施設 店舗施設	370	17	109	495	166(33)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。  
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

(3) 在外子会社

2018年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
				建物	ソフト ウェア	その他	合計	
istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	本社 (香港) 店舗 (香港) (台湾台北市) (台湾台中市)	Global 事業	業務施設 店舗施設	166	10	15	191	46(20)

- (注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
3 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品等であります。  
4 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	着手 予定 年月	完成 予定 年月	完成後の 増加能力
				総額	既支払額				
当社	本社 (東京都)	On Platform 事業	ソフトウェア	1,398	250	自己資金 および借 入金	2018年7 月	2019年6 月	既存サービスの 改良および 新規サービス への対応
当社	本社 (東京都)	全社 (共通)	本社増床	82		自己資金 および借 入金	2018年7 月	2018年11 月	(注) 2
(株)コスメ ネクスト	店舗 (未定)	Beauty Service事 業	新規店舗開発 設備等	82		自己資金 および借 入金	未定 (注) 3	未定 (注) 3	2店舗

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited	店舗 (台湾) (香港)	Global事業	新規店舗開発設備等	97		自己資金および借入金	未定 (注) 3	未定 (注) 3	4店舗
istyle Retail (Thailand) Co., Limited	店舗 (タイ)	Global事業	新規店舗開発設備等	92		自己資金	未定 (注) 3	未定 (注) 3	2店舗

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握は困難であるため、記載を省略しております。

3. 着手予定年月、完成予定年月につきましては、2019年6月期中の着手および完成を予定しており、月は未定であります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2018年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2018年9月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	66,927,600	66,957,600	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社の標準となる株式であります。また、単元株式数は100株となっております。
計	66,927,600	66,957,600		

(注) 2018年7月1日から有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、30,000株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき、新株予約権を発行する方法によるものであります。

第4回新株予約権（2010年9月17日定時株主総会決議に基づく2010年10月15日取締役会決議）

決議年月日	2010年10月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 6 当社従業員 17 当社子会社取締役 2 (注)7
新株予約権の数(個)	40 (注)1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 32,000 (注)1、3、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注)2、3
新株予約権の行使期間	2012年10月30日～2020年9月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2011年10月28日開催の取締役会決議により、2011年12月16日付で普通株式1株を100株とする株式分割、2012年6月7日開催の取締役会決議により、2012年7月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割、2015年8月12日開催の取締役会決議により、2015年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割、2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。
- 4 新株予約権の行使の条件  
新株予約権を引き受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。  
新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。  
新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。  
権利行使は株式公開日以降1年毎に2分の1ずつ可能とし、株式公開日から1年が経過した日に全部行使可能とする。なお、端数が出た場合は切り捨て、株式公開日の1年が経過した日において調整する。  
株式公開日以降1年まで : 2分の1  
株式公開日から1年が経過した日以降 : 残り全額  
新株予約権の個数のうち、その全部又は一部について1新株予約権単位で行使することができる。
- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。
- 6 新株予約権付与時の新株予約権の数は4,008個、新株予約権の目的となる株式の数は4,008株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。
- 7 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役6名、当社従業員17名、当社子会社取締役2名でしたが、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在において、当社従業員1名に変更となっております。

第6回新株予約権（2013年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2013年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 7 (注)8
新株予約権の数(個)	1,284 [1,209](注)7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 513,600 [483,600](注)1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2015年10月1日～2019年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136 資本組入額 68 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。



- (注) 1 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年8月12日開催の取締役会決議により、2015年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割、2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

#### 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2015年6月期及び2016年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）又は（b）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使価額」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定める。

（a）営業利益が1,000百万円を超過した場合 : 行使可能割合50%

（b）営業利益が1,500百万円を超過した場合 : 行使可能割合50%

新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

- 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記（注）4に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は4,100個、新株予約権の目的となる株式の数410,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。
- 8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役5名、当社従業員7名でしたが、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在において、当社取締役2名、当社従業員4名に変更となっております。

第7回新株予約権（2013年9月26日定時株主総会決議に基づく同日取締役会決議）

決議年月日	2013年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 21 当社子会社従業員 2 (注) 8
新株予約権の数(個)	275 (注) 7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 110,000 (注) 1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	140 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2015年10月17日～2018年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 140 資本組入額 70 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割（又は株式併合）の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他付与株式の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は併合の比率}}$$

また、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年8月12日開催の取締役会決議により、2015年10月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割、2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

- 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社の従業員又はその子会社、関連会社の取締役又は従業員の地位を保有していることとする。ただし、取締役会決議により特に認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする（新株予約権1個を最低行使単位とする。）。

その他の条件については、取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

（1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

（3）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の満了日までとする。

（4）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

（5）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

（6）その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記（注）4並びに以下の新株予約権の取得事由に準じて決定する。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

当社は、新株予約権者が上記4に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権を喪失した場合には、当社が別途定める日をもって、その新株予約権を無償で取得することができる。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

7 新株予約権付与時の新株予約権の数は1,500個、新株予約権の目的となる株式の数は150,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員21名、当社子会社従業員2名でしたが、退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、本書提出日現在において、当社従業員4名に変更となっております。

第8回新株予約権（2015年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 35 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 2 (注) 8
新株予約権の数(個)	10,980 (注) 1, 7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,196,000 (注) 1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	397 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2020年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。

2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年6月期から2018年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）から（c）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役にて定めるものとする。

- (a) 営業利益が 1,800 百万円以上となった場合 : 行使可能割合 20%
- (b) 営業利益が 1,900 百万円以上となった場合 : 行使可能割合 40%
- (c) 営業利益が 2,000 百万円以上となった場合 : 行使可能割合 100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する旨定められております。

6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

7 新株予約権付与時の新株予約権の数は11,580個、新株予約権の目的となる株式の数は1,158,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名、当社従業員35名、当社子会社取締役2名、当社子会社従業員2名でしたが、退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社取締役4名、当社従業員33名、当社子会社取締役2名に変更となっております。

第9回新株予約権（2015年9月25日取締役会決議）

決議年月日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社代表取締役 1
新株予約権の数(個)	48,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,600,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	397 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2016年10月1日～2025年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 397 資本組入額 199 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。

2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各金額以上となった場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を当該営業利益の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。

なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。また、営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役に定めて定めるものとする。

（a）営業利益が2,100百万円以上となった場合：行使可能割合50%

（b）営業利益が3,000百万円以上となった場合：行使可能割合100%

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち、予め当社所定の書面により届け出た1名（以下、「権利継承者」という。）に限り、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとする。なお、権利継承者が死亡した場合、権利継承者の相続人は、権利継承者が保有する本新株予約権を行使することができないものとする。ただし、新株予約権者が、当社所定の書面により、相続人による権利行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

6 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。ただし、以下の方針に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。



第10回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2015年10月1日取締役会決議）

決議年月日	2015年10月1日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 9 当社子会社従業員 4 (注) 8
新株予約権の数(個)	502 (注) 1、7
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 100,400 (注) 1、3、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	516 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2017年10月17日～2020年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 516 資本組入額 258 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2015年10月1日、2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。

2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。  
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整された後の数値で記載しております。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

- 5 本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する旨定められております。

- 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- 7 新株予約権付与時の新株予約権の数は650個、新株予約権の目的となる株式の数は65,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失及び新株予約権の権利行使等により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

- 8 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員9名、当社子会社従業員4名でしたが、退職による権利の喪失、新株予約権の権利行使及び子会社の合併による消滅により、本書提出日現在において、当社従業員11名に変更となっております。

第11回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2015年11月2日取締役会決議）

決議年月日	2015年11月2日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1 当子会社従業員 1 (注) 7
新株予約権の数(個)	150 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	544 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	2017年11月5日～2020年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 544 資本組入額 272 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。  
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

#### 5 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

#### 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社株式の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

#### 7 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員1名、当社子会社従業員1名でしたが、子会社の合併による消滅により、本書提出日現在において、当社従業員2名に変更となっております。

第12回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年1月15日取締役会決議）

決議年月日	2016年1月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,031 (注)2、3
新株予約権の行使期間	2018年1月19日～2021年1月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,031 資本組入額 516 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式200株とする。ただし、当該付与株式数は当社が2016年2月1日を基準日として実施した株式分割（1株につき2株の割合）の影響を加味した値である。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

- 3 2015年12月22日開催の取締役会決議により、2016年2月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会の決議により特に認められた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する旨定められております。

#### 6 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第14回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年8月3日取締役会決議）

決議年月日	2016年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	100 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	872 (注)2
新株予約権の行使期間	2018年8月5日～2021年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 872 資本組入額 436
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。
- 2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。
- なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。



第15回新株予約権（2015年9月29日定時株主総会決議に基づく2016年9月21日取締役会決議）

決議年月日	2016年9月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社会社取締役 2
新株予約権の数(個)	600 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 60,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	804 (注) 2
新株予約権の行使期間	2018年9月24日～2021年9月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 804 資本組入額 402
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。  
2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。  
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

第16回新株予約権（2016年9月28日定時株主総会決議に基づく2017年7月18日取締役会決議）

決議年月日	2017年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2 (注) 7
新株予約権の数(個)	300 (注) 1、6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	959 (注) 2
新株予約権の行使期間	2019年7月20日～2022年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 959 資本組入額 480
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日（2018年6月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2018年8月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1 新株予約権1個につき目的である株式の数は、当社普通株式100株とする。  
2 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。  
なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割又は株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使に基づく株式の発行・処分の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権を引き受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続は認められないものとする。

新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、すでに行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。

- a. 行使期間の開始日（以下「起算日」という。）から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた新株予約権の総数の3分の1
- b. 起算日から1年を経過した日から1年間  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の3分の2
- c. 起算日から2年を経過した日から行使期間の末日まで  
当該新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のすべて

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

新株予約権の分割行使はできないものとする。（新株予約権1個を最低行使単位とする。）

その他の条件については、当社取締役会決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

4 本新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する旨定められております。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の方針にて交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資する出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額につき合理的な調整がなされた額に承継後株式数を乗じた額とする。

その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

6 新株予約権付与時の新株予約権の数は400個、新株予約権の目的となる株式の数は40,000株でしたが、付与対象者の退職による権利の喪失により、新株予約権の数及び目的となる株式の数は変更となっております。

7 新株予約権の付与時の付与対象者の区分及び人数は、当社従業員2名でしたが、退職による権利の喪失により、本書提出日現在において、当社従業員1名に変更となっております。

第17回新株予約権（2018年9月18日取締役会決議）

決議年月日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 17 当社子会社取締役 1
新株予約権の数(個)	2,810
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 281,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127円 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2022年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127円 資本組入額 64円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月14日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である127円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年6月期及び2021年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが4,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが5,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権（2018年9月18日取締役会決議）

決議年月日	2018年9月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 1,000,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	127円 (注)2
新株予約権の行使期間	2020年10月1日～2023年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 127円 資本組入額 64円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である2018年9月14日の東京証券取引所における当社株価の終値の10%である127円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、2020年6月期、2021年6月期、2022年6月期、及び2023年6月期の各事業年度において、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として、本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

A) EBITDAが5,500百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

B) EBITDAが6,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の25%

C) EBITDAが7,000百万円以上の場合：新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数の50%

上記におけるEBITDAは、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。また、国際財務基準の適用等により参照すべき数値の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の割当日から上記の各号の条件が達成されるまでに、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が5取引日連続して、本新株予約権発行決議日の1取引日前日終値の50%を下回った場合は、その時点において、上記の各号の条件が未達成の割合について、本新株予約権を行使することができないものとする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記4に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。



## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2013年7月1日 ～2014年6月30日 (注)2	213,800	14,873,000	17	1,578	17	1,349
2014年7月1日 ～2015年6月30日 (注)2	152,000	15,025,000	13	1,591	13	1,363
2015年7月1日 ～2015年9月30日 (注)2	10,000	15,035,000	1	1,592	1	1,364
2015年10月1日 (注)1	15,035,000	30,070,000		1,592		1,364
2015年10月1日 ～2015年12月31日 (注)2	148,000	30,218,000	10	1,602	10	1,374
2016年1月1日 ～2016年1月31日 (注)2	16,000	30,234,000	1	1,603	1	1,374
2016年2月1日 (注)1	30,234,000	60,468,000		1,603		1,374
2016年2月1日 ～2016年6月30日 (注)2	60,400	60,528,400	6	1,609	6	1,380
2016年7月1日 ～2017年6月19日 (注)2	768,400	61,296,800	38	1,647	38	1,418
2017年6月20日 (注)3	4,200,000	65,496,800	1,824	3,471	1,824	3,242
2017年6月21日 ～2017年6月30日 (注)2	355,600	65,852,400	12	3,482	12	3,254
2017年7月1日 ～2018年6月30日 (注)2	1,075,200	66,927,600	73	3,556	73	3,327

(注)1 株式分割(1:2)によるものであります。

2 新株予約権の権利行使による増加であります。

3 有償一般募集(海外募集による新株式発行)

発行価格 909円 引受価額 868円6銭

資本組入額 434円3銭

4 2018年7月1日から有価証券報告書提出日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が30,000株、資本金が2百万円及び資本準備金が2百万円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

2018年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		23	36	78	153	8	7,738	8,036	
所有株式数(単元)		120,647	17,858	118,187	226,476	52	185,994	669,214	6,200
所有株式数の割合(%)		18.02	2.66	17.66	33.84	0.007	27.79	100	

(注) 自己株式2,693,452株は、「個人その他」に26,934単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2018年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
吉松 徹郎	神奈川県逗子市	7,551,582	11.75
株式会社ワイ	東京都目黒区目黒一丁目1番33号	6,112,000	9.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	5,715,600	8.89
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6803 S. TUCSON WAY CENTENNIAL, CO 80112, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	4,590,200	7.14
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	3,042,900	4.73
THE BANK OF NEW YORK 133652 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南二丁目15番1号)	2,047,300	3.18
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	1,966,091	3.06
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	1,846,400	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,797,100	2.79
一般財団法人都築国際育英財団	東京都渋谷区桜丘町24-5	1,154,000	1.79
計		35,823,173	55.76

(注) 1 上記のほか、当社所有の自己株式が2,693,452株あります。

2 役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

- 3 2017年10月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社およびその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社、米国みずほ証券が2017年9月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	611,500	0.93
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2,674,000	4.06
米国みずほ証券	320 Park Avenue, 12th floor, New York, NY 10022, U.S.A.	70,300	0.11

- 4 2018年1月11日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーが2017年12月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロスアンゼルス、サウスホープ・ストリート333	2,546,534	3.86

- 5 2018年3月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、オープンハイマーファンズ・インクおよびその共同保有者であるベアリング・アセット・マネージメント・リミテッドが2018年3月7日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
オープンハイマーファンズ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク、リバティ・ストリート225	5,061,500	7.67
ベアリング・アセット・マネージメント・リミテッド	英国EC2M 3XYロンドン、ピショップスゲート155	121,700	0.18

- 6 2018年6月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社が2018年5月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,125,900	4.67
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	621,900	0.93
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	358,900	0.54

- 7 2018年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2018年6月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	6,189,900	9.25

- 8 2018年9月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ゴールドマン・サックス証券株式会社およびその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーが2018年8月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー	600	0
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	2,140,684	3.20
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー	200 West Street, New York, New York 10282, U.S.A.	141,109	0.21

- 9 2018年9月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社およびその共同保有者であるジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク、JPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーおよびジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが2018年9月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	4,254,600	6.36
ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク州 ニューヨーク パーク・アベニュー-270	247,000	0.37
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	45,200	0.07
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウォーフ、バンク・ストリート25	173,078	0.26
ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソン・アベニュー-383番地	111,726	0.17

- 10 2018年9月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーおよびその共同保有者であるおよびモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーが2018年9月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2018年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー	英国 ロンドン カナリー・ウォーフ 25 カボットスクエア E14 4QA	2,178,015	3.25
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 19801 デラウェア州 ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209 コーポレーション・トラスト・センター、ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー気付	1,819,509	2.72

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2018年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,693,400		
完全議決権株式(その他)	普通株式 64,228,000	642,280	
単元未満株式	普通株式 6,200		
発行済株式総数	66,927,600		
総株主の議決権		642,280	

## 【自己株式等】

2018年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アイスタイル	東京都港区赤坂一丁目 12番32号	2,693,400		2,693,400	4.02
計		2,693,400		2,693,400	4.02

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	46	0
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、2018年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	16,400	2		
その他				
保有自己株式数	2,693,452		2,693,452	

(注) 当期間における保有自己株式数には、2018年7月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、事業の効率化及び拡大に必要な内部留保の充実を助策しながら、その時々当社グループの経営成績及び財政状態並びにそれらの見通しに応じた適切な利益還元策を実施することを基本方針としております。

また、当社は、機動的な資本政策が行えるよう、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株につき0.5円を期末配当として実施することといたしました。

一方、内部留保資金につきましては、企業価値を高めるための投資に活用し、経営基盤の強化と事業の拡大に繋げてまいります。

なお、事業への投資を優先するため、2019年6月期より定期配当を中止することといたしました。今後は、事業成長による企業価値の向上によって、株主の皆様へ報いてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2018年8月3日 取締役会決議	32	0.5

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2014年6月	2015年6月	2016年6月	2017年6月	2018年6月
最高(円)	876	1,217	2,140 2,480 1,190	1,188	1,807
最低(円)	388	411	1,081 806 588	593	610

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

2 印は、株式分割(2015年10月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

3 印は、株式分割(2016年2月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	1,175	1,677	1,807	1,508	1,528	1,352
最低(円)	885	1,092	1,302	1,324	1,113	1,101

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。



5 【役員の状況】

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率 22%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		吉松 徹郎	1972年 8月13日	1996年 4月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社)入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2008年 2月 株式会社コスメネクト 取締役就 任(現任) 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle International Trading(Hong Kong)Co.,Limited) 代表取締役 2012年 8月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 取締役就任(現任) 2014年 9月 istyle China Co., Limited 董事長就任 2014年11月 株式会社アイスタイルキャピタル 取締役就任(現任) 2014年12月 株式会社アイスタイルトレーディン グ 代表取締役就任 2015年 7月 istyle China Co., Limited 董事(現任) 2016年 6月 UTグループ株式会社 社外取締役 (現任) 2016年 7月 株式会社 istyle makers設立準備会 社(現 株式会社 アイメイカー ズ) 取締役(現任) 2016年 9月 株式会社 Eat Smart 取締役(現任) 2018年 7月 株式会社アイスタイルキャリア 代 表取締役(現任)	(注) 5	7,551,582
取締役		菅原 敬	1969年 8月13日	1996年 5月 アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社)入社 2000年 1月 アーサー・D・リトル(ジャパン)株 式会社 入社 2001年 9月 当社取締役(現任) 2008年 2月 株式会社コスメ・コム 代表取締役 2012年 5月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle International Trading(Hong Kong)Co.,Limited) 代表取締役 2014年11月 株式会社アイスタイルキャピタル 代表取締役(現任) 2015年 6月 istyle Global (Hong Kong) Co.,Limited(現 istyle International Trading(Hong Kong)Co.,Limited)取締役(現任) 2015年 7月 株式会社アイスタイルトレーディン グ 取締役(現任) 2015年 9月 istyle Global (Singapore) Pte. Limited 代表取締役(現任) 2016年 6月 株式会社 iSGSインベストメントワー クス取締役(現任) 2016年10月 istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited 董事(現任) 2017年 3月 Hermo Creative(M)Sdn. Bhd. 取締役 (現任) 2017年 7月 i-TRUE Communications Inc. 董 事 (現任) 2017年 7月 istyle USA, Inc. 代表取締役(現 任) 2017年 7月 MUA Inc. 代表取締役(現任) 2018年 4月 istyle Retail (Thailand) Co.,Limited 取締役(現任) 2018年 6月 Fringe81株式会社 社外取締役(現 任) 2018年 6月 株式会社 tsumug 社外取締役(現 任)	(注) 5	413,602

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		山田 メユミ	1972年 8月30日	1995年 4月 香栄興業株式会社 入社 1997年 5月 株式会社キスミーコスメックス (現株式会社伊勢半)入社 1999年 7月 当社設立 代表取締役 2009年12月 当社取締役(現任) 2012年 5月 株式会社サイバースター(2017年7 月1日当社に吸収合併)* 代表取締役 2015年 9月 株式会社メディア・グローブ 取締 役(現任) 2016年 3月 株式会社ISパートナーズ 代表取締 役(現任) 2016年 9月 株式会社Eat Smart 取締役(現任) 2017年 6月 セイノーホールディングス株式会 社 社外取締役(現任) 2017年 6月 株式会社かんぼ生命保険 社外取締 役(現任)	(注) 5	982,927

\* 株式会社サイバースターは、2014年8月1日付で株式会社アイスタイルビューティソリューションズに社名を変更しております。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		那珂 通雅	1964年 8月14日	1989年 4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証 券会社 入社 2009年10月 シティグループ証券株式会社 取 締役 2009年12月 シティグループ証券株式会社 取 締役副社長 2010年11月 ストームハーバー証券株式会社 代表取締役社長 2011年 3月 GLM株式会社 監査役(現任) 2014年 7月 あすかアセットマネジメント株式 会社 取締役 2014年 7月 株式会社eWell 取締役(現任) 2014年 9月 当社 取締役(現任) 2014年10月 ストームハーバー証券株式会社 取締役会長 2014年11月 株式会社ジーニー取締役(現任) 2015年 7月 プリベント少額短期保険株式会社 取締役(現任) 2016年 7月 ボードウォーク・キャピタル株式 会社 代表取締役(現任) 2017年 6月 株式会社アクセルレーター 代表取 締役(現任)	(注) 5	3,583
取締役		石川 康晴	1970年12月15日	1995年 2月 有限会社クロスカンパニー(現株 式会社ストライプインターナシ ョナル)設立代表取締役社長(現任) 2008年 6月 台湾紋意股份有限公司 董事長(現 任) 2011年 5月 紋意商貿(上海)有限公司 董事長 (現任) 2012年12月 株式会社キャン 代表取締役会長 (現任) 2014年 8月 公益財団法人石川文化振興財団 代表理事(現任) 2016年 3月 株式会社トムブラウンジャパン 会 長(現任) 2016年10月 株式会社スマービー 代表取締役会 長(現任) 2017年 2月 株式会社ストライプデパートメント 代表取締役社長兼CEO(現任) 2017年 9月 当社 取締役(現任) 2017年11月 STRIPE VIETNAM Joint Stock Company 取締役会議長(現任) 2018年 2月 株式会社アルファベットパステル 代表取締役社長(現任)	(注) 5	2,540
取締役	-	松本 恭攝	1984年10月10日	2008年 4月 A.T.カーニ株式会社 入社 2009年 9月 ラスクル株式会社 設立代表取締役 (現任) 2018年 9月 当社 取締役(現任)	(注) 5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役 (常勤)		原 陽年	1963年 5月14日	1992年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ 監査法人)入所 1997年 4月 公認会計士登録 2001年 8月 株式会社インテラセット入社 社長 室長 2005年 9月 株式会社東洋新薬入社 経営企画部 長兼管理本部本部長 2008年 2月 当社 監査役(現任)	(注) 6	
監査役		都 賢治	1959年11月14日	1983年 4月 アーサーアンダーセン会計事務所 入所 1989年 3月 都会計事務所設立 所長 1990年 8月 株式会社アルタス設立 代表取締役 (現任) 1992年 9月 株式会社グロービス 取締役 1996年 4月 有限会社ケーエスパートナース 代 表取締役 2003年 9月 株式会社マクロミル 監査役 2006年12月 当社監査役(現任) 2011年 3月 トレンダーズ株式会社 監査役(現 任) 2011年 7月 デジタルコースト株式会社(現株 式会社チームスピリット) 取締役 (現任) 2012年 8月 株式会社グライダーアソシエイツ 監査役 2013年 6月 株式会社グロービス 監査役(現 任) 2015年11月 税理士法人アルタス 代表社員(現 任)	(注) 6	3,583
監査役		中森 真紀子	1963年 8月18日	1987年 4月 日本電信電話株式会社 入社 1991年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ 監査法人)入所 1996年 4月 公認会計士登録 1997年 7月 中森公認会計士事務所所長(現任) 2000年 8月 日本オラクル株式会社 監査役 2006年12月 当社 監査役(現任) 2008年 8月 日本オラクル株式会社 取締役 2010年 3月 株式会社グローバルダイニング 監 査役 2011年 9月 株式会社ジェイド(現株式会社ロ コンド) 監査役 2011年12月 M&Aキャピタルパートナーズ株式会 社 監査役(現任) 2013年 6月 伊藤忠テクノソリューションズ株 式会社 取締役(現任) 2013年 6月 株式会社ネクスト(現株式会社 LIFULL) 監査役(現任) 2015年11月 株式会社チームスピリット 監査役 (現任)	(注) 6	5,375
計						8,963,192

- (注) 1 取締役 那珂通雅、石川康晴及び松本恭攝は、社外取締役であります。  
2 監査役 原陽年、都賢治及び中森真紀子は、社外監査役であります。  
3 各役員の所有株式数は、当社役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。  
4 取締役の山田メユミにつきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記していますが、戸籍上の氏名は、原芽由美であります。  
5 取締役の任期は、2018年6月期に係る定時株主総会終結の時から2019年6月期に係る定時株主総会終結の時  
までであります。  
6 監査役の任期は、2015年6月期に係る定時株主総会終結の時から2019年6月期に係る定時株主総会終結の時  
までであります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、生活者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、生活者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社グループが外部環境変化の著しいインターネット業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取り組んでおります。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

##### イ．会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社であり、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は以下のとおりであります。

##### a．取締役会

当事業年度において、当社の取締役会は取締役6名により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。

##### b．経営会議

当社は、常勤取締役、常勤監査役及び子会社取締役などによる経営会議を毎週開催しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図り、企業価値の向上を目指しております。

##### c．監査役及び監査役会

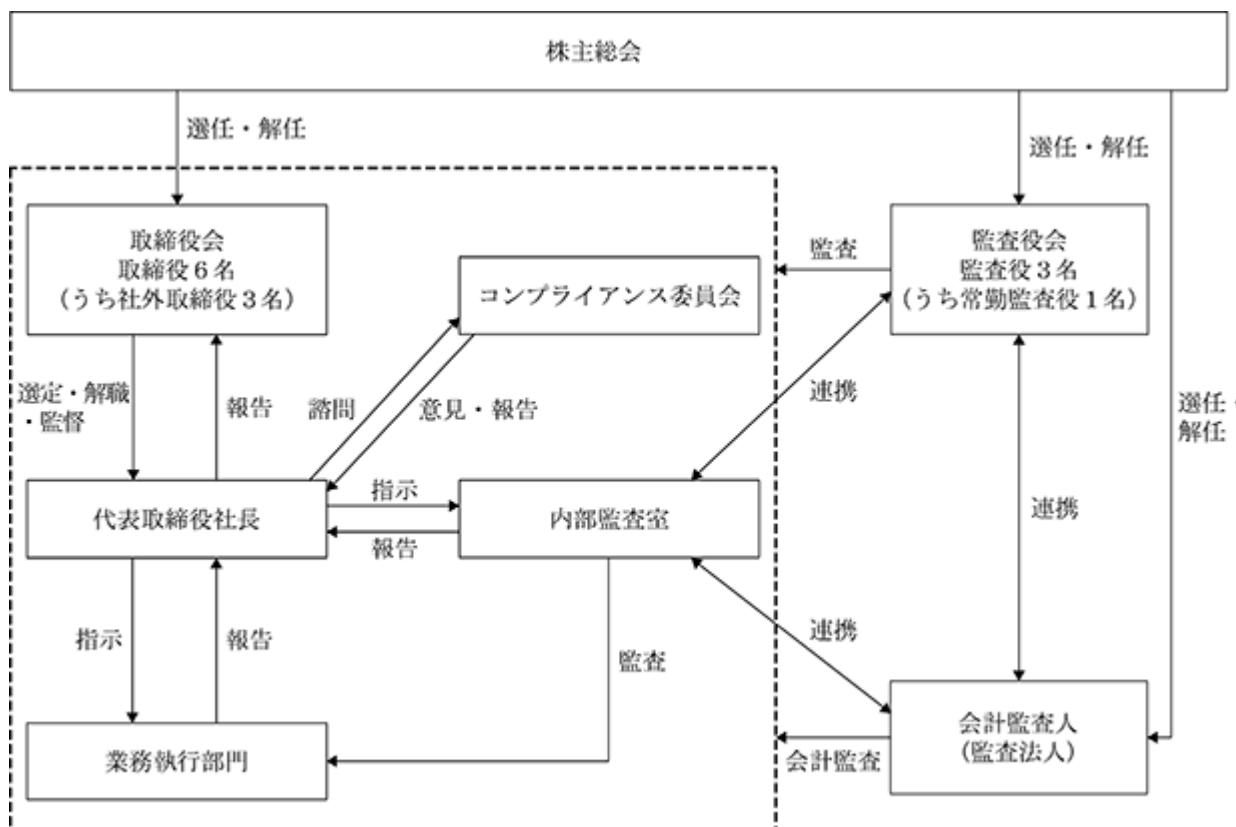
当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は原則として定例取締役会後に開催し、必要に応じて監督内容につき意見書を提出しております。

##### d．会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

ロ．会社の機関・内部統制の関係

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりであります。



ハ．内部統制システムの整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、必要に応じて改定し、よりコーポレートガバナンスに資するシステムとなるよう整備しております。

「内部統制システム構築の基本方針」

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また、取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。

取締役会については、社内規程に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。

当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。

当社は、取締役及び使用人が法令等を遵守し、また、企業理念にのっとった行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令等遵守の徹底を図っております。

当社は、法令・社内規程に基づき、取締役及び使用人に対し、職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を、職制に基づいて行っております。

b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社において保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしたします。

新たに生じたリスクについては、当社の取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社取締役等で構成される会議体を設置し、定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、社内規程に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。

子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社の取締役会とは別に構成される会議体に報告し、その是正を図ることとしております。

( ) 子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、当社の取締役会が定める部署が組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応を行うものとしております。

( ) 新たに生じたリスクについては、当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

( ) 当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、取締役会とは別に構成される会議体において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。

子会社は、法令・定款に基づき、取締役会を設置しております。取締役会は、社内規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか、必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会とは別に構成される会議体に各社代表取締役が出席し各子会社の経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

当社は、子会社に取締役又は監査役を派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととしております。

前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。

の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしております。

g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、取締役会とは別に構成される会議体等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。

取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行っております。

当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとしております。

h. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行います。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとしております。

二. 内部監査及び監査役監査の状況

a. 内部監査

当社は、社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、監査計画に基づき監査を実施しております。当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長へ報告を行っております。

b. 監査役監査

当社の監査役会は社外監査役3名で構成されており、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、原則として毎月、定例取締役会開催後に監査役会を開催し情報の共有を図っております。また、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムの整備状況について、業務監査及び会計監査を通じ確認しております。

c. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見の交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

ホ. 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法、開示方法の相談等、不断の情報交換を心がけております。

当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員業務執行社員 早稲田 宏

指定有限責任社員業務執行社員 山本 恭仁子

継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、その他3名

#### へ、社外取締役及び社外監査役との関係及び独立性に関する考え方

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に当たっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

当社は、社外取締役那珂通雅、社外取締役石川康晴、社外取締役松本恭攝、社外監査役原陽年、社外監査役都賢治及び社外監査役中森真紀子を独立役員として、株式会社東京証券取引所に届出を行っております。なお、社外監査役都賢治は、株式会社グロービスの監査役、株式会社チームスピリットの取締役を、社外監査役中森真紀子は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役、株式会社チームスピリットの監査役をそれぞれ兼任しており、当社グループは同社と営業取引を行っておりますが、同社との取引金額の当社グループ連結の販売費及び一般管理費に占める割合は1%未満であり、同社は当社グループの主要取引先ではないこと、一般の取引先と同一条件で取引を行っていること等から、独立性については十分に確保されているものと認識しております。

#### リスク管理体制の整備の状況

内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。リスク管理状況については、内部監査室が監査を行い、その結果は、代表取締役社長及び監査役に報告される体制をとっており、常にリスク管理体制の維持・向上を図るとともに、リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制も備えております。さらに当社では内部通報制度を設けており、通報された内容は、外部顧問弁護士の協力を得て十分な調査、検討を行い、適切に処理をすることとしております。

なお、当社では「コンプライアンス規程」に基づき、経営管理部門担当役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置しており、代表取締役の諮問機関として、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議しております。

#### 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は3名であり、社外監査役は3名であります。当社は、社外取締役及び社外監査役の選任に当り、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対して適切な意見を述べていただけるか、社外役員と当社との関係等を勘案して独立性に問題がないかを総合的に検討しております。

社外取締役の那珂通雅は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言を行っております。

社外取締役の石川康晴は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言を行っております。

社外取締役の松本恭攝は、会社経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言を行ってまいります。

社外監査役の原陽年は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の都賢治は、税理士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

社外監査役の中森真紀子は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして当社の監査体制の強化に努めております。

なお、社外監査役都賢治は、株式会社グロービスの監査役、株式会社チームスピリットの取締役に就任しており、当社グループは同2社と営業取引を行っております。また、社外監査役中森真紀子は、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の取締役、株式会社チームスピリットの監査役を兼任しており、同2社と当社グループは営業取引を行っております。それ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係等の利害関係はありません。



社外取締役及び社外監査役と内部統制部門との連携

社外取締役3名、社外監査役3名は、会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

社外取締役は、経営管理部門及び内部統制部門との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に、また社外監査役3名は、内部監査室及び内部統制部門との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

役員報酬の内容

a. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	90	83		8		5
監査役 (社外監査役を除く)						
社外役員	23	23				5

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役及び監査役それぞれ賞与を含め、取締役が年額250百万円以内、監査役が年額50百万円以内であります。
2. 上記の取締役の報酬等の総額及び員数には、2017年9月27日開催の第18回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

b. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。

d. 役員報酬等の額の決定に関する方針

ア) 取締役の報酬等

取締役の報酬等の額の決定につきましては、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

イ) 監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役会の協議により決定しております。

株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 1銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 210百万円

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

c. 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)		当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表 計上額の 合計額	貸借対照表 計上額の 合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益の合計額	
					含み損益 の合計額	減損処理 の合計額
非上場株式	535	602			10	
非上場株式以外の株式						

d. 当事業年度中に、投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更した投資株式  
該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

**剰余金の配当等の決定機関**

当社は、株主に対して機動的な利益還元の実施を可能とするため、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議により行うことを可能とする旨を定款に定めております。

**自己株式の取得の決定機関**

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

**取締役及び監査役の責任免除**

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

**責任限定契約の内容の概要**

当社と取締役(業務執行取締役等を除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することとしております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

**(2) 【監査報酬の内容等】**

**【監査公認会計士等に対する報酬の内容】**

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	31		35	
連結子会社				
計	31		35	

**【その他重要な報酬の内容】**

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツコンサルティング合同会社に対して、非監査業務に基づく報酬を支払っております。

**【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】**

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

**【監査報酬の決定方針】**

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、両社で協議の上、代表取締役が監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)及び事業年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び改正等を適切に把握し的確に対応するために、適正な財務報告のための社内体制構築、会計専門誌の購読、セミナーへの参加などを通して、積極的な専門知識を蓄積すること並びに情報収集活動に努めております。また、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,169	6,183
受取手形及び売掛金	2,282	2,707
商品	1,584	2,286
営業投資有価証券	1,629	999
短期貸付金	407	2
繰延税金資産	166	225
その他	343	900
貸倒引当金	13	12
投資損失引当金	-	12
流動資産合計	12,567	13,278
固定資産		
有形固定資産		
建物	827	1,030
減価償却累計額	152	248
建物（純額）	675	783
その他	326	432
減価償却累計額	177	227
その他（純額）	149	206
有形固定資産合計	824	988
無形固定資産		
のれん	2,135	3,462
ソフトウェア	1,180	1,977
その他	116	190
無形固定資産合計	3,431	5,630
投資その他の資産		
投資有価証券	1 471	1 979
繰延税金資産	98	76
その他	751	960
投資その他の資産合計	1,320	2,015
固定資産合計	5,574	8,633
資産合計	18,141	21,911

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,258	1,617
短期借入金	-	1,800
1年内返済予定の長期借入金	1,162	1,312
未払金	440	650
未払法人税等	326	662
賞与引当金	173	236
繰延税金負債	258	27
その他	738	1,075
流動負債合計	4,356	7,378
固定負債		
長期借入金	2,756	2,505
その他	16	20
固定負債合計	2,772	2,525
負債合計	7,127	9,904
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	3,482	3,556
資本剰余金	3,417	3,513
利益剰余金	3,535	4,770
自己株式	281	280
株主資本合計	10,115	11,559
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	546	38
為替換算調整勘定	74	7
その他の包括利益累計額合計	620	44
新株予約権	75	74
非支配株主持分	165	330
純資産合計	11,013	12,008
負債純資産合計	18,141	21,911

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
売上高	18,888	28,470
売上原価	8,852	14,783
売上総利益	10,036	13,686
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 8,571	<sup>1</sup> 11,561
営業利益	1,465	2,125
営業外収益		
受取利息	3	2
為替差益	-	23
投資事業組合運用益	10	4
助成金収入	-	7
還付消費税等	5	1
その他	9	10
営業外収益合計	28	47
営業外費用		
支払利息	15	13
為替差損	24	-
株式交付費	32	-
持分法による投資損失	111	6
その他	12	5
営業外費用合計	194	24
経常利益	1,299	2,147
特別利益		
投資有価証券売却益	283	-
持分変動利益	88	-
特別利益合計	372	-
特別損失		
減損損失	<sup>2</sup> 32	<sup>2</sup> 44
投資有価証券評価損	2	-
その他	2	5
特別損失合計	36	49
税金等調整前当期純利益	1,635	2,098
法人税、住民税及び事業税	580	906
法人税等調整額	24	37
法人税等合計	556	869
当期純利益	1,079	1,229
非支配株主に帰属する当期純利益	3	46
親会社株主に帰属する当期純利益	1,076	1,184

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 7月 1日 至 2017年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月30日)
当期純利益	1,079	1,229
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	225	437
為替換算調整勘定	33	71
持分法適用会社に対する持分相当額	71	71
その他の包括利益合計	1 329	1 579
包括利益	1,409	650
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,405	608
非支配株主に係る包括利益	3	41



【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,609	1,543	2,482	281	5,353	249	41	290	39	7	5,690
当期変動額											
新株の発行	1,874	1,874			3,748						3,748
剰余金の配当			29		29						29
親会社株主に帰属する当期純利益			1,076		1,076						1,076
自己株式の取得				0	0						0
自己株式の処分					-						-
持分法の適用範囲の変動					-						-
連結子会社の決算期変更に伴う増減			5		5						5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	297	33	329	36	158	524
当期変動額合計	1,874	1,874	1,052	0	4,800	297	33	329	36	158	5,324
当期末残高	3,482	3,417	3,535	281	10,153	546	74	620	75	165	11,013

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,482	3,417	3,535	281	10,153	546	74	620	75	165	11,013
当期変動額											
新株の発行	73	73			147						147
剰余金の配当			32		32						32
親会社株主に帰属する当期純利益			1,184		1,184						1,184
自己株式の取得				0	0						0
自己株式の処分		22		2	24						24
持分法の適用範囲の変動			83		83						83
連結子会社の決算期変更に伴う増減					-						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					-	508	67	575	1	165	412
当期変動額合計	73	96	1,235	2	1,406	508	67	575	1	165	994
当期末残高	3,556	3,513	4,770	280	11,559	38	7	44	74	330	12,008

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 7月 1日 至 2017年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,635	2,098
減価償却費	438	574
のれん償却額	59	400
減損損失	32	44
株式交付費	32	
貸倒引当金の増減額（は減少）	31	1
投資損失引当金の増減額（は減少）		12
賞与引当金の増減額（は減少）	9	64
持分法による投資損益（は益）	111	6
受取利息	3	2
支払利息	15	13
為替差損益（は益）	11	26
投資事業組合運用損益（は益）	10	4
投資有価証券評価損益（は益）	2	
投資有価証券売却損益（は益）	283	
持分変動損益（は益）	88	
売上債権の増減額（は増加）	538	432
営業投資有価証券の増減額（は増加）	239	39
たな卸資産の増減額（は増加）	559	694
仕入債務の増減額（は減少）	532	356
未払金の増減額（は減少）	12	169
その他	262	226
小計	1,400	2,313
利息及び配当金の受取額	3	3
利息の支払額	16	13
法人税等の支払額	750	552
営業活動によるキャッシュ・フロー	637	1,750
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	11	129
有形固定資産の取得による支出	423	329
無形固定資産の取得による支出	768	1,208
差入保証金の差入による支出	107	167
定期預金の預入による支出		399
定期預金の払戻による収入		197
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 2,024	2 1,699
貸付けによる支出	517	
事業譲受による支出	3	9
投資有価証券の売却による収入	634	
その他	51	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,271	3,779

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2016年 7月 1日 至 2017年 6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	50	1,800
長期借入れによる収入	3,040	1,200
長期借入金の返済による支出	1,182	1,301
株式の発行による収入	3,731	135
配当金の支払額	29	32
非支配株主からの払込みによる収入	-	104
非支配株主への配当金の支払額	-	12
自己株式の取得による支出	0	0
その他	5	17
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>5,505</b>	<b>1,877</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	32
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>2,863</b>	<b>184</b>
現金及び現金同等物の期首残高	3,321	6,169
連結子会社の決算期の変更による現金及び現金同等物の増減額（は減少）	14	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 6,169	1 5,985

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 20社

主要な連結子会社の名称

株式会社コスメ・コム

株式会社コスメネクスト

株式会社アイスタイルキャピタル

株式会社アイスタイルトレーディング

株式会社アイスタイルキャリア

株式会社ISパートナーズ

株式会社メディア・グローブ

株式会社Eat Smart

株式会社アイメイカース

株式会社ユナイテッド・コスメ

株式会社アイスタイルウィズ

istyle China Co., Limited

istyle Global (Singapore) Pte. Limited

istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limited

istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited

istyle Retail (Thailand) Co., Limited

Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.

i-TRUE Communications Inc.

istyle USA, Inc.

MUA Inc.

当連結会計年度より、MUA Inc.の株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

新たに設立した株式会社アイスタイルウィズ、istyle Retail (Thailand) Co., Limitedを連結の範囲に含めております。

また、当社は連結子会社であった株式会社アイスタイルビューティソリューションズを吸収合併したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

Hermo Singapore Pte. Limited

(連結の範囲から除いた理由)

上記の非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

### 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数 1社

主要な会社等の名称

株式会社iSGSインベストメントワークス

当連結会計年度より、株式会社オープンエイトに対する重要な影響力を喪失したため、持分法の適用範囲から除外しております。

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

Hermo Singapore Pte. Limited

株式会社パイバース

(持分法を適用しない理由)

上記の持分法非適用会社は小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法適用の範囲から除外しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)コスメ・コム、(株)コスメネクスト、(株)アイスタイルキャピタル、(株)アイスタイルトレーディング、(株)アイスタイルキャリア、(株)IS/パートナーズ、(株)メディア・グローブ、(株)Eat Smart、(株)アイメイカーズ、(株)ユナイテッド・コスメ、(株)アイスタイルウィズの決算日は6月30日、istyle China Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.は12月31日、istyle Global (Singapore) Pte. Limited、istyle International Trading (Hong Kong) Co., Limitedは3月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、istyle China Co., Limited、istyle Retail (Hong Kong) Co., Limited、istyle Retail (Thailand) Co., Limited、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.、i-TRUE Communications Inc.、istyle USA, Inc.、MUA Inc.、istyle Global (Singapore) Pte. Limited及びistyle International Trading (Hong Kong) Co., Limitedは6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、その他の連結子会社については子会社の決算日の財務諸表を使用しております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)または移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

その他 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

投資損失引当金

投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果が発現すると見積られる期間で均等償却しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であり  
ます。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。



(連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
投資有価証券(株式)	167百万円	12百万円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
当座貸越極度額の総額	1,800百万円	1,800百万円
借入実行残高	"	1,800百万円
差引額	1,800百万円	"

(連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
給与手当	2,316百万円	3,058百万円
賃借料	1,378百万円	1,800百万円
貸倒引当金繰入額	11百万円	14百万円
賞与引当金繰入額	160百万円	217百万円
支払手数料	892百万円	1,016百万円
研究開発費	- 百万円	10百万円

- 2 減損損失

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
On Platform事業 資産	のれん	東京都港区

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各事業を基本単位として区分し、On Platform事業については、継続的な収支の把握が可能な資産単位でグルーピングしております。

当連結会計年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、また継続してマイナスとなる見込である事業資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失(32百万円、内訳 のれん 32百万円)として特別損失に計上しました。

なお、回収可能額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、回収可能額は零と算定しております。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

当社グループは、当連結会計年度において保有する店舗設備について、将来の回収可能価額を検討した結果、一部の店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しました。

用途	場所	種類	金額
Beauty Service事業 店舗設備	東京都(2店舗)	建物	36百万円
		その他	2百万円
	計		37百万円
	京都府(1店舗)	建物	7百万円
		その他	1百万円
	計		7百万円
合計			44百万円

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、転用可能な資産以外の回収可能価額は零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	654百万円	316百万円
組替調整額	283百万円	353百万円
税効果調整前	370百万円	669百万円
税効果額	145百万円	232百万円
その他有価証券評価差額金	225百万円	437百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	33百万円	71百万円
組替調整額	-百万円	-百万円
税効果調整前	33百万円	71百万円
税効果額	-百万円	-百万円
為替換算調整勘定	33百万円	71百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	71百万円	71百万円
その他の包括利益合計	329百万円	579百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	60,528,400	5,324,000	-	65,852,400

(変動事由の概要)

新株発行による増加	4,200,000株
新株予約権行使による増加	1,124,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,709,740	66	-	2,709,806

(変動事由の概要)

自己株式の買取による増加	66株
--------------	-----

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	第6回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	1
	第7回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	13
	第8回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第9回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	2
	第10回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	23
	第11回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	5
	第12回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	5
	第13回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	12
	第14回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	1
	第15回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	9

(注) 第10回から第15回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来していません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2016年8月12日 取締役会	普通株式	29百万円	0.5円	2016年6月30日	2016年9月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2017年8月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32百万円	0.5円	2017年 6月30日	2017年 9月28日

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	65,852,400	1,075,200	-	66,927,600

(変動事由の概要)

新株予約権行使による増加 1,075,200株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,709,806	46	16,400	2,693,452

(変動事由の概要)

自己株式の買取による増加 46株

株式交換による減少 16,400株

3 新株予約権等に関する事項

区分	内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出 会社	第6回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	1
	第7回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	5
	第8回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第9回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	2
	第10回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	23
	第11回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	6
	第12回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	7
	第14回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	3
	第15回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	19
	第16回新株予約権 (ストックオプション)	-	-	-	-	-	5

(注) 第14回から第16回の新株予約権については、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年8月10日 取締役会	普通株式	32百万円	0.5円	2017年6月30日	2017年9月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当金	基準日	効力発生日
2018年8月3日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32百万円	0.5円	2018年 6月30日	2018年 9月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
現金及び預金	6,169百万円	6,183百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	"	198 "
現金及び現金同等物	6,169百万円	5,985百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

株式の取得により、新たに㈱Eat Smartを連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

流動資産	77百万円
固定資産	31 "
のれん	77 "
流動負債	34 "
固定負債	43 "
非支配株主持分	15 "
同社株式の取得価額	93百万円
現金及び現金同等物	62 "
差引：取得による支出	31百万円

株式の取得により、新たに㈱ユナイテッド・コスメを連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

流動資産	221百万円
固定資産	126 "
のれん	6 "
流動負債	157 "
固定負債	10 "
同社株式の取得価額	186百万円
前連結会計年度に支払った取得価額	62 "
現金及び現金同等物	56 "
差引：取得による支出	69百万円

株式の取得により、新たに Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

流動資産	327百万円
固定資産	39 "
のれん	1,441 "
流動負債	256 "
固定負債	0 "
為替換算調整勘定	32 "
非支配株主持分	44 "
同社株式の取得価額	1,475百万円
現金及び現金同等物	28 "
差引：取得による支出	1,448百万円

株式の取得により、新たに i-TRUE Communications Inc.を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

流動資産	248百万円
固定資産	2 "
のれん	566 "
流動負債	53 "
為替換算調整勘定	5 "
非支配株主持分	96 "
同社株式の取得価額	672百万円
現金及び現金同等物	195 "
差引：取得による支出	477百万円

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

株式の取得により、新たに MUA Inc.を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次のとおりです。

のれん	1,692百万円
為替換算調整勘定	7 "
同社株式の取得価額	1,699百万円
現金及び現金同等物	"
差引：取得による支出	1,699百万円

(リース取引関係)

重要性がないため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で運用しており、また設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入にて調達しております。デリバティブ取引については、ヘッジ手段として用いる場合を除き、原則として行いません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。短期貸付金についても、相手先の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金、未払法人税等は、1年以内の支払期日となっております。長期借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスクの管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2を参照ください。）。

前連結会計年度(2017年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1)現金及び預金	6,169	6,169	
(2)受取手形及び売掛金	2,282		
貸倒引当金（ ）	11		
	2,271	2,271	
(3)営業投資有価証券	784	784	
(4)短期貸付金	407	407	
資産計	9,631	9,631	
(1)支払手形及び買掛金	1,258	1,258	
(2)未払金	440	440	
(3)未払法人税等	326	326	
(4)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	3,918	3,907	11
負債計	5,943	5,932	11

受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2018年6月30日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	6,183	6,183	
(2)受取手形及び売掛金	2,707		
貸倒引当金( )	12		
	2,695	2,695	
(3)営業投資有価証券	143	143	
(4)短期貸付金	2	2	
資産計	9,023	9,023	
(1)支払手形及び買掛金	1,617	1,617	
(2)短期借入金	1,800	1,800	
(3)未払金	650	650	
(4)未払法人税等	662	662	
(5)長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	3,817	3,805	12
負債計	8,546	8,534	12

受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

前連結会計年度(2017年6月30日)

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当連結会計年度(2018年6月30日)

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。



(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

営業投資有価証券

(単位：百万円)

区分	2017年6月30日	2018年6月30日
(1)非上場株式	845	856
投資損失引当金( 1)		12
小計	845	844
(2)転換社債型新株予約権付社債	0	0
貸倒引当金( 2)	0	0
小計		
合計	845	844

1. 非上場株式について投資損失引当金を控除しております。
2. 転換社債型新株予約権付社債について貸倒引当金を控除しております。

投資有価証券

(単位：百万円)

区分	2017年6月30日	2018年6月30日
(1)非上場株式	178	736
(2)投資事業組合への出資持分	293	243
合計	471	979

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(3)営業投資有価証券、投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2017年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,169			
受取手形及び売掛金	2,282			

当連結会計年度(2018年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	6,183			
受取手形及び売掛金	2,707			

(注) 4 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2017年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,162	1,042	883	702	128	
合計	1,162	1,042	883	702	128	

当連結会計年度(2018年6月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	1,312	1,218	997	266	25	
合計	1,312	1,218	997	266	25	

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2017年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	784	84	699
債券			
小計	784	84	699
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	784	84	699

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,023百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額293百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2018年6月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	143	66	77
債券			
小計	143	66	77
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式			
債券			
その他			
小計			
合計	143	66	77

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額1,592百万円)、投資事業組合への出資持分(連結貸借対照表計上額243百万円)については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	634	283	
債券			
その他			
合計	634	283	

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	403	353	
債券			
その他			
合計	403	353	

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	39百万円	11百万円

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社				
種類	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
決議年月日	2010年10月15日	2011年6月27日	2013年9月25日	2013年9月26日	2015年9月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社従業員17名 子会社取締役2名	当社取締役1名 当社従業員13名 子会社取締役2名	当社取締役5名 当社従業員7名	当社従業員21名 子会社従業員2名	当社取締役4名 当社従業員35名 子会社取締役2名 子会社従業員2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式3,206,400株	普通株式160,000株	普通株式1,640,000株	普通株式600,000株	普通株式2,316,000株
付与日	2010年10月29日	2011年6月27日	2013年10月16日	2013年10月16日	2015年10月16日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2015年6月期および2016年6月期のいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が1,500百万円を超過した場合 行使可能割合：50%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2018年6月期のいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が1,800百万円を超過した場合 行使可能割合：20% (b) 営業利益が1,900百万円を超過した場合 行使可能割合：40% (c) 営業利益が2,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	2012年10月30日から2020年9月16日まで	2013年6月28日から2020年9月16日まで	2015年10月1日から2019年9月30日まで	2015年10月17日から2018年10月16日まで	2016年10月1日から2020年9月30日まで

会社名	提出会社				
種類	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
決議年月日	2015年9月25日	2015年10月1日	2015年11月2日	2016年1月15日	2016年5月20日
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役1名	当社従業員9名 子会社従業員4名	当社従業員1名 子会社従業員1名	当社従業員1名	当社従業員2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式9,600,000株	普通株式130,000株	普通株式30,000株	普通株式20,000株	普通株式50,000株
付与日	2015年10月16日	2015年10月16日	2015年11月4日	2016年1月18日	2016年5月23日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。 2016年6月期から2020年6月期のいずれかの期の営業利益が (a)営業利益が2,100百万円を超過した場合 行使可能割合：50% (b)営業利益が3,000百万円を超過した場合 行使可能割合：100%	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左	同左	同左
権利行使期間	2016年10月1日から 2025年9月30日まで	2017年10月17日から 2020年10月16日まで	2017年11月5日から 2020年11月4日まで	2018年1月19日から 2021年1月18日まで	2018年5月24日から 2021年5月23日まで

会社名	提出会社		
種類	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
決議年月日	2016年8月3日	2016年9月21日	2017年7月18日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員1名	子会社取締役2名	当社従業員2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式10,000株	普通株式60,000株	普通株式40,000株
付与日	2016年8月4日	2016年9月23日	2017年7月19日
権利確定条件	権利行使時においても会社の取締役・監査役又は従業員であること。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません	同左	同左
権利行使期間	2018年8月5日から 2021年8月4日まで	2018年9月24日から 2021年9月23日まで	2019年7月20日から 2022年7月19日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数の調整を行うものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、2011年12月16日付にて1株に対して100株の割合で、2012年7月1日付にて1株に対して2株の割合で、2015年10月1日付にて1株に対して2株の割合で、2016年2月1日付にて1株に対して2株の割合で株式分割を行っておりますので、株式の付与数は、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

会社名	提出会社				
種類	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
決議年月日	2010年 10月15日	2011年 6月27日	2013年 9月25日	2013年 9月26日	2015年 9月25日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)					2,244,000
付与(株)					
失効(株)					48,000
権利確定(株)					2,196,000
未確定残(株)					
権利確定後					
前連結会計年度末(株)	205,600	28,000	1,170,000	314,400	
権利確定(株)					2,196,000
権利行使(株)	173,600	28,000	656,400	204,400	
失効(株)					
未行使残(株)	32,000		513,600	110,000	2,196,000

会社名	提出会社				
種類	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2015年 10月1日	2015年 11月2日	2016年 1月15日	2016年 5月20日
権利確定前					
前連結会計年度末(株)	9,600,000	120,000	30,000	20,000	50,000
付与(株)					
失効(株)					30,000
権利確定(株)	4,800,000	120,000	30,000	20,000	20,000
未確定残(株)	4,800,000				
権利確定後					
前連結会計年度末(株)					
権利確定(株)	4,800,000	120,000	30,000	20,000	20,000
権利行使(株)		12,800			
失効(株)		6,800			20,000
未行使残(株)	4,800,000	100,400	30,000	20,000	

会社名	提出会社		
種類	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
決議年月日	2016年 8月3日	2016年 9月21日	2017年 7月18日
権利確定前			
前連結会計年度末(株)	10,000	60,000	
付与(株)			40,000
失効(株)			10,000
権利確定(株)			
未確定残(株)	10,000	60,000	30,000
権利確定後			
前連結会計年度末(株)			
権利確定(株)			
権利行使(株)			

失効（株）			
未行使残（株）			

単価情報

会社名	提出会社				
種類	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
決議年月日	2010年 10月15日	2011年 6月27日	2013年 9月25日	2013年 9月26日	2015年 9月25日
権利行使価格(円)	50	50	136	140	397
行使時平均株価(円)	1,539	1,440	1,592	1,279	
付与日における公正な評価単価(円)			1	42.5	1.5

会社名	提出会社				
種類	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
決議年月日	2015年 9月25日	2015年 10月1日	2015年 11月2日	2016年 1月15日	2016年 5月20日
権利行使価格(円)	397	516	544	1,031	968
行使時平均株価(円)		1,298			
付与日における公正な評価単価(円)	0.25	228	216.5	356	414

会社名	提出会社		
種類	第14回 新株予約権	第15回 新株予約権	第16回 新株予約権
決議年月日	2016年 8月3日	2016年 9月21日	2017年 7月18日
権利行使価格(円)	872	804	959
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価単価(円)	329	360	321

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第16回新株予約権（無償ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	63.52%
予想残存期間	(注) 2	3.5年
予想配当	(注) 3	0.5円/株
無リスク利子率	(注) 4	0.07%

(注) 1. 2014年1月から2017年7月までの株価実績に基づき算定しました。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 2017年6月期の普通配当実績によります。(記念配当は除く。)

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

#### 5. ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額

37百万円

当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

297百万円

#### (追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

#### 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第6回、第8回、第9回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

#### 2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。



(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
減価償却超過額	79百万円	79百万円
繰越欠損金	126百万円	137百万円
預り金(ポイント)	29百万円	41百万円
賞与引当金	54百万円	62百万円
貸倒引当金	4百万円	3百万円
未払事業税	33百万円	60百万円
営業投資有価証券	31百万円	33百万円
その他	80百万円	116百万円
繰延税金資産小計	435百万円	530百万円
評価性引当額	168百万円	206百万円
繰延税金資産合計	268百万円	324百万円
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	258百万円	27百万円
その他	5百万円	23百万円
繰延税金負債合計	263百万円	50百万円
繰延税金資産(負債)の純額	5百万円	274百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2017年6月30日)	当連結会計年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%	0.7%
住民税均等割等	0.8%	0.8%
税額控除	2.8%	2.0%
評価性引当額	0.4%	3.4%
のれん償却	1.0%	4.8%
持分法投資損失	2.1%	0.3%
持分変動損益	1.7%	%
取得関連費用	1.2%	0.1%
その他	0.9%	2.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0%	41.4%

(企業結合等関係)

(MUA Inc. )

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 MUA Inc.

事業の内容 美容系ポータルサイト「MakeupAlley」の運営

企業結合を行った主な理由

当社は2020年を最終年度とする中期経営計画において、海外売上比率を20%とする目標を掲げております。海外事業は中国からスタートし、当社の保有する資産を活かせる、アジアを中心に事業展開を検討してまいりました。

MUA Inc. は、1999年より米国において美容・化粧品のクチコミ・コミュニティサイト「MakeupAlley」を運営しております。MakeupAlley は登録商品数16万、会員数は210万人を保有し、米国だけでなく全世界からアクセスされている米国最大級のサイトです。

今回の株式取得により、当社の持つデータベースとMUA Inc.のデータベースを統合し、より強固な事業基盤の構築が可能となります。加えて、米国だけでなく英語圏への事業展開の足掛かりとしての期待から、MUA Inc.の株式を取得いたしました。

企業結合日

2017年7月7日

企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

結合後企業の名称

MUA Inc.

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得し、子会社化したためであります。

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2017年7月1日から2018年6月30日

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	1,699百万円
取得原価		1,699百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

弁護士等に対する報酬・手数料等 42百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん

1,692百万円

発生原因

MUA Inc.の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力の合理的な見積りにより発生しています。

償却方法及び償却期間

10年にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの主な事業は化粧品関連事業であり、化粧品に関するクチコミサイト及び当該サイトを軸にしたOn Platform事業、Beauty Service事業、Global事業、その他事業を展開しております。したがって、当社グループは提供サービス及び取扱商品の区分により「On Platform事業」、「Beauty Service事業」、「Global事業」、「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

On Platform事業には、国内外でのマーケティング事業、プレミアム会員向けサービス等が属しております。

Beauty Service事業には、国内における化粧品ECサイトの運営、化粧品専門店「@cosme store」の運営等が属しております。

Global事業には、日本国外で展開するサービスが属しております。

その他事業には、美容部員等を派遣する人材派遣事業と、創業間もない企業も含め幅広い成長ステージの企業に投資する投資育成事業が属しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	6,840	8,784	2,959	304	18,888		18,888
セグメント間の内部 売上高又は振替高	20	5	66	25	117	117	
計	6,860	8,789	3,026	330	19,004	117	18,888
セグメント利益	2,551	229	133	39	2,952	1,487	1,465
セグメント資産	2,816	3,556	5,278	1,765	13,415	4,726	18,141
その他の項目							
減価償却費	311	75	8		395	43	438
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	701	331	42		1,074	159	1,233

(注) 1. セグメント利益の調整額 1,487百万円は、セグメント間取引消去19百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,506百万円であります。

2. セグメント資産の調整額4,726百万円は、セグメント間取引消去 3,904百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産8,630百万円であります。

3. 減価償却費の調整額43百万円は、各報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額159百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

5. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	報告セグメント					調整額 (百万円)	連結財務諸 表計上額 (百万円)
	On Platform 事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)		
売上高							
外部顧客への売上高	7,335	12,142	7,646	1,346	28,470		28,470
セグメント間の内部 売上高又は振替高	18	92	35	13	158	158	
計	7,354	12,235	7,681	1,359	28,628	158	28,470
セグメント利益又は損失 ( )	2,645	621	11	436	3,691	1,566	2,125
セグメント資産	3,898	4,443	9,276	1,482	19,099	2,812	21,911
その他の項目							
減価償却費	397	79	50		526	48	574
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,206	151	214		1,571	20	1,591

- (注) 1. セグメント利益又は損失( )の調整額 1,566百万円は、セグメント間取引消去15百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,581百万円であります。
2. セグメント資産の調整額2,812百万円は、セグメント間取引消去 3,647百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産6,459百万円であります。
3. 減価償却費の調整額48百万円は、各報告セグメントに帰属しない管理部門に係るものであります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20百万円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。
5. セグメント利益又は損失( )は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
16,049	2,837	2	18,888

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
21,786	6,617	66	28,470

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	その他	合計
773	215		988

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失	32					32

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
減損損失		44				44

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	57	6			4	59
当期末残高	128		2,007			2,135

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

	On Platform事業 (百万円)	Beauty Service事業 (百万円)	Global事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	全社・消去 (百万円)	合計 (百万円)
当期償却額	28		372			400
当期末残高	110		3,352			3,462

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【のれんの金額の重要な変動】

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

「Global事業」セグメントにおいて、Hermo Creative(M)Sdn. Bhd.の株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

これに伴うのれんの増加額は、当連結会計年度において1,441百万円であります。

また、「Global事業」セグメントにおいて、i-TRUE Communications Inc.の株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

これに伴うのれんの増加額は、当連結会計年度において566百万円であります。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

「Global事業」セグメントにおいて、MUA Inc.の株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。

これに伴うのれんの増加額は、当連結会計年度において1,692百万円であります。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1)連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉松 徹郎	当社代表取締役	(被所有) 直接 11.95	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使(注)1	24		
役員	佃 慎一郎	当社取締役	(被所有) 直接 0.99	当社取締役	ストックオプションの権利行使(注)2	27		
役員	高松 雄康	当社取締役	(被所有) 直接 1.04	当社取締役	ストックオプションの権利行使(注)3	30		

- (注) 1 2010年9月17日定時株主総会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。  
2 2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。  
3 2010年9月17日定時株主総会の決議及び2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	吉松 徹郎	当社代表取締役	(被所有) 直接 11.75	当社代表取締役	ストックオプションの権利行使(注)1	55		
役員	山田 メユミ	当社取締役	(被所有) 直接 1.53	当社取締役	ストックオプションの権利行使(注)2	27		
子会社の役員	小田 直人	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.02	当社子会社取締役	株式交換(注)3	20		
子会社の役員	濱田 健作	当社子会社取締役	(被所有) 直接 0.18	当社子会社取締役	ストックオプションの権利行使(注)4	11		

- (注) 1 2010年9月17日定時株主総会の決議及び2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。  
2 2013年9月25日取締役会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。  
3 株式交換は、当社連結子会社である株式会社メディアグローブの完全子会社化を目的としたものであり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定した価額を記載しております。  
4 2013年9月25日取締役会の決議及び2013年9月26日定時株主総会の決議により発行した新株予約権の行使等であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社の役員	窪田 一男	当社子会社 取締役	(被所有) 直接 0.00	当社子会社 取締役	株式交換	201		

(注) 株式交換は、当社連結子会社である株式会社ユナイテッド・コスメの完全子会社化を目的としたものであり、株式交換比率は、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議し決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき算定した価額を記載しております。

当連結会計年度(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり純資産額	170.61円	180.65円
1株当たり当期純利益金額	18.51円	18.62円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	17.79円	17.12円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	当連結会計年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,076	1,184
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,076	1,184
普通株式の期中平均株式数(株)	58,131,206	63,577,908
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	2,351,040	5,542,941
(うち新株予約権)(株)	(2,351,040)	(5,542,941)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 6 銘柄 潜在株式の数11,984,000 株	新株予約権 2 銘柄 潜在株式の数4,830,000株



(重要な後発事象)

(新株予約権(有償ストックオプション)の発行)

当社は、2018年9月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第17回新株予約権を、当社の取締役に対し第18回新株予約権を発行することを決議いたしました。

この詳細については、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況      スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金		1,800		
1年以内に返済予定の長期借入金	1,162	1,312	0.29	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,756	2,505	0.26	2019年9月～ 2022年9月
合計	3,918	5,617		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,218	997	266	25

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,634	13,851	20,711	28,470
税金等調整前 四半期(当期)純利 益 (百万円)	616	1,233	1,658	2,098
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (百万円)	332	699	923	1,184
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	5.25	11.05	14.56	18.62

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額 (円)	5.25	5.80	3.52	4.06

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,332	3,019
受取手形	1	-
売掛金	1 810	1 1,119
営業投資有価証券	535	602
繰延税金資産	99	120
未収入金	1 75	1 59
立替金	1 79	1 109
その他	1 392	1 339
貸倒引当金	1	11
流動資産合計	6,321	5,356
固定資産		
有形固定資産		
建物	205	184
工具、器具及び備品	34	33
有形固定資産合計	239	217
無形固定資産		
ソフトウェア	1,017	1,906
のれん	16	19
その他	107	109
無形固定資産合計	1,141	2,033
投資その他の資産		
投資有価証券	223	453
関係会社株式	3,946	7,820
従業員に対する長期貸付金	3	1
関係会社長期貸付金	2,436	1,500
繰延税金資産	55	68
その他	470	538
投資その他の資産合計	7,132	10,380
固定資産合計	8,513	12,631
資産合計	14,834	17,987

(単位：百万円)

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 82	1 166
短期借入金	-	1,800
関係会社短期借入金	937	1,641
1年内返済予定の長期借入金	1,162	1,312
未払金	1 243	1 311
未払法人税等	188	79
前受金	86	118
預り金	117	184
賞与引当金	148	176
その他	1 115	1 164
<b>流動負債合計</b>	<b>3,079</b>	<b>5,952</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,756	2,505
<b>固定負債合計</b>	<b>2,756</b>	<b>2,505</b>
<b>負債合計</b>	<b>5,835</b>	<b>8,457</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	3,482	3,556
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	3,254	3,327
その他資本剰余金	183	201
<b>資本剰余金合計</b>	<b>3,437</b>	<b>3,528</b>
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	2,293	2,660
<b>利益剰余金合計</b>	<b>2,293</b>	<b>2,660</b>
自己株式	281	280
<b>株主資本合計</b>	<b>8,931</b>	<b>9,465</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	8	10
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>8</b>	<b>10</b>
新株予約権	75	74
<b>純資産合計</b>	<b>8,999</b>	<b>9,529</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>14,834</b>	<b>17,987</b>

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2016年 7月 1日 至 2017年 6月30日)	当事業年度 (自 2017年 7月 1日 至 2018年 6月30日)
売上高	1 5,188	1 6,244
売上原価	1 708	1 894
売上総利益	4,480	5,350
販売費及び一般管理費	1, 2 3,757	1, 2 4,751
営業利益	722	599
営業外収益		
受取利息	1 13	1 24
受取配当金	1 101	-
関係会社業務受託収入	1 8	1 9
投資事業組合運用益	10	16
為替差益	2	-
その他	3	5
営業外収益合計	136	54
営業外費用		
支払利息	1 16	1 23
株式交付費	32	-
支払手数料	5	-
為替差損	-	12
投資事業組合運用損	11	-
その他	0	0
営業外費用合計	64	35
経常利益	794	618
特別利益		
投資有価証券売却益	283	-
特別利益合計	283	-
特別損失		
減損損失	32	2
抱合せ株式消滅差損	-	14
関係会社株式評価損	2	-
特別損失合計	34	17
税引前当期純利益	1,044	602
法人税、住民税及び事業税	300	198
法人税等調整額	4	5
法人税等合計	296	203
当期純利益	748	398

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)		当事業年度 (自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	40	5.7	43	4.8
経費		667	94.3	851	95.2
売上原価		708	100.0	894	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	665	846

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2016年7月1日至 2017年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約 権	純資産合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	其他有 価証券 評価差額 金	評価・換 算 差額等 合計		
		資本準備 金	其他 資本剰余 金	資本剰余 金 合計	其他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金 合計						
当期首残高	1,609	1,380	183	1,563	1,575	1,575	281	4,465	253	253	39	4,757
当期変動額												
新株の発行	1,874	1,874		1,874				3,748				3,748
剰余金の配当					29	29		29				29
当期純利益					748	748		748				748
自己株式の取得							0	0				0
自己株式の処分								-				-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）									261	261	36	224
当期変動額合計	1,874	1,874	-	1,874	719	719	0	4,466	261	261	36	4,242
当期末残高	3,482	3,254	183	3,437	2,293	2,293	281	8,931	8	8	75	8,999

当事業年度(自 2017年7月1日至 2018年6月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	3,482	3,254	183	3,437	2,293	2,293	281	8,931	8	8	75	8,999
当期変動額												
新株の発行	73	73		73				147				147
剰余金の配当					32	32		32				32
当期純利益					398	398		398				398
自己株式の取得							0	0				0
自己株式の処分			18	18			2	20				20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									2	2	1	3
当期変動額合計	73	73	18	92	367	367	2	534	2	2	1	530
当期末残高	3,556	3,327	201	3,528	2,660	2,660	280	9,465	10	10	74	9,529



【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備を除く)は定額法、それ以外については定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2年から5年）に基づく定額法を採用しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

営業債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等が公表日以後適用することができるようになったことに伴い、公表日以後実務対応報告第36号を適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 2005年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

## (表示方法の変更)

該当事項はありません。

## (追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

## 1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項(ストックオプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第6回、第8回、第9回新株予約権が権利確定条件付き有償新株予約権となります。

## 2. 採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

- (1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。
- (2) 新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

- (3) 権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対応する部分を払込資本に振り替える。
- (4) 権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
短期金銭債権	455百万円	445百万円
短期金銭債務	54百万円	59百万円

- 2 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
当座貸越極度額の総額	1,800百万円	1,800百万円
借入実行残高	百万円	1,800百万円
差引額	1,800百万円	百万円

(損益計算書関係)

1 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
営業取引による取引高		
売上高	82百万円	57百万円
仕入高	139百万円	107百万円
販売費及び一般管理費	59百万円	119百万円
営業取引以外の取引による取引高	123百万円	42百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)	(自 2017年7月1日 至 2018年6月30日)
給料手当	1,123百万円	1,628百万円
減価償却費	275百万円	421百万円
貸倒引当金繰入額	1百万円	14百万円
賞与引当金繰入額	124百万円	129百万円
支払手数料	452百万円	528百万円
研究開発費	-百万円	10百万円
おおよその割合		
販売費	15.5%	15.2%
一般管理費	84.5%	84.8%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式  
前事業年度(2017年6月30日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	3,733
(2) 関連会社株式	213
計	3,946

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

当事業年度(2018年6月30日)

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	7,816
(2) 関連会社株式	3
計	7,820

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
減価償却超過額	43百万円	53百万円
関係会社株式	26百万円	26百万円
預り金(ポイント)	28百万円	40百万円
賞与引当金	40百万円	45百万円
営業投資有価証券	11百万円	11百万円
未払事業税	18百万円	10百万円
その他有価証券評価差額金	3百万円	4百万円
その他	33百万円	47百万円
繰延税金資産小計	202百万円	237百万円
評価性引当額	48百万円	49百万円
繰延税金資産合計	154百万円	187百万円
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債合計	- 百万円	- 百万円
繰延税金資産(負債)の純額	154百万円	187百万円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年6月30日)	当事業年度 (2018年6月30日)
法定実効税率	30.9%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%	2.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.0%	- %
住民税均等割等	0.6%	1.6%
税額控除	2.2%	2.6%
評価性引当額	0.4%	1.6%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.4%	33.8%

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 吸収分割による事業の承継

当社は、2018年7月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社コスメ・コム(以下、「コスメ・コム」という。)の事業の一部を、吸収分割の手法により当社に承継させること(以下、「本吸収分割」という。)を決議し、同日付で、両社の間で吸収分割契約を締結いたしました。

(1) 事業承継の主な目的

コスメ・コムは、化粧品ECサイトの運営を行っているほか、サンプルサイズのビューティプロダクトを毎月お届けする会員制サービス「Bloombox」事業(以下、「Bloombox」という。)を手掛けております。Bloomboxと、当社が提供するユーザーの皆さま向けの課金サービスとのシナジーの強化を図り、BtoC事業のさらなる拡大を図るため、Bloomboxに係る事業を吸収分割により承継することいたしました。

(2) 吸収分割の方式

コスメ・コムを分割会社とし、当社を承継会社とする会社分割(簡易吸収分割)です。

(3) 譲受事業の内容

Bloomboxの名称で提供するサンプルサイズのビューティプロダクトを毎月お届けする会員制サービスです。

(4) 承継する資産、負債の項目及び金額

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	14	流動負債	13
合計	14	合計	13

(注) 上記数値は、2018年6月末日時点の金額を記載しております。承継する資産および負債については、上記金額に本吸収分割の効力発生日の前日までの増減を加味して確定いたします。

(5) 吸収分割の日程

吸収分割決議取締役会 2018年7月19日  
 吸収分割契約締結 2018年7月19日  
 吸収分割の効力発生日 2018年10月1日(予定)

(注) 当社は、会社法第796条第2項に定める簡易吸収分割の手続きにより、コスメ・コムは会社法第784条第1項に定める略式吸収分割により、株主総会の承認決議を経ずに実施いたします。

2. 新株予約権(有償ストックオプション)の発行

当社は、2018年9月18日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員及び当社子会社取締役に対し第17回新株予約権を、当社の取締役に対し第18回新株予約権を発行することを決議いたしました。

この詳細については、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	205	3		25	184	113
	工具、器具及び備品	34	13		13	33	71
	計	239	16		38	217	184
無形固定資産	ソフトウェア	1,017	1,262		374	1,906	1,274
	のれん	16	9	2 (2)	4	19	25
	その他	107	1,178	1,171	5	109	20
	計	1,141	2,450	1,174 (2)	383	2,033	1,319

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア：@コスメ基盤 524百万円、システム基盤121百万円、オンプラットフォーム基盤115百万円、株式会社アイスタイルビューティソリューションズとの合併による増加85百万円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

のれん：一部の事業を休止するため、2百万円の減損損失を計上しております。

なお、当期減少額のうち( )内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1	11	1	11
賞与引当金	148	176	148	176

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	7月1日から6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	6月30日
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地      東京証券代行株式会社      本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地      東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	株主の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 <a href="http://www.istyle.co.jp/index.html">http://www.istyle.co.jp/index.html</a>
株主に対する特典	毎年6月30日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元以上を保有する株主の皆様を対象とし、化粧品オンラインショッピングサイト「cosme.com」商品購入時にご利用可能な割引券6,400円相当(600円相当×4枚、1,000円相当×4枚)及び「@cosme store」での限定お買い物割引券(10%割引券×3枚)を贈呈いたします。

(注) 当社の株主は、当社定款の定めにより、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第18期(自 2016年7月1日 至 2017年6月30日)2017年9月27日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2017年9月27日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第19期第1四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)2017年11月2日関東財務局長に提出。

第19期第2四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)2018年2月6日関東財務局長に提出。

第19期第3四半期(自 2018年1月1日 至 2018年3月31日)2018年5月8日関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2017年9月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2(株式交換の決定)に基づく臨時報告書であります。

2018年5月24日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2018年9月18日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。

2018年9月18日関東財務局長に提出。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

2017年9月28日提出の(株主総会における議決権行使の結果)に係る訂正報告書であります。

2017年9月29日関東財務局長に提出。

2018年9月18日提出の(新株予約権の発行)に係る訂正報告書であります。

2018年9月20日関東財務局長に提出。



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2018年9月27日

株式会社アイスタイル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 恭 仁 子

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2017年7月1日から2018年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイル及び連結子会社の2018年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイスタイルの2018年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社アイスタイルが2018年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2018年9月27日

株式会社アイスタイル  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 早 稲 田 宏

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 恭 仁 子

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイスタイルの2017年7月1日から2018年6月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイスタイルの2018年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。